

飯島町立地適正化計画

◎今回の委員会の協議項目は、第4章～第6章までの内容とする。

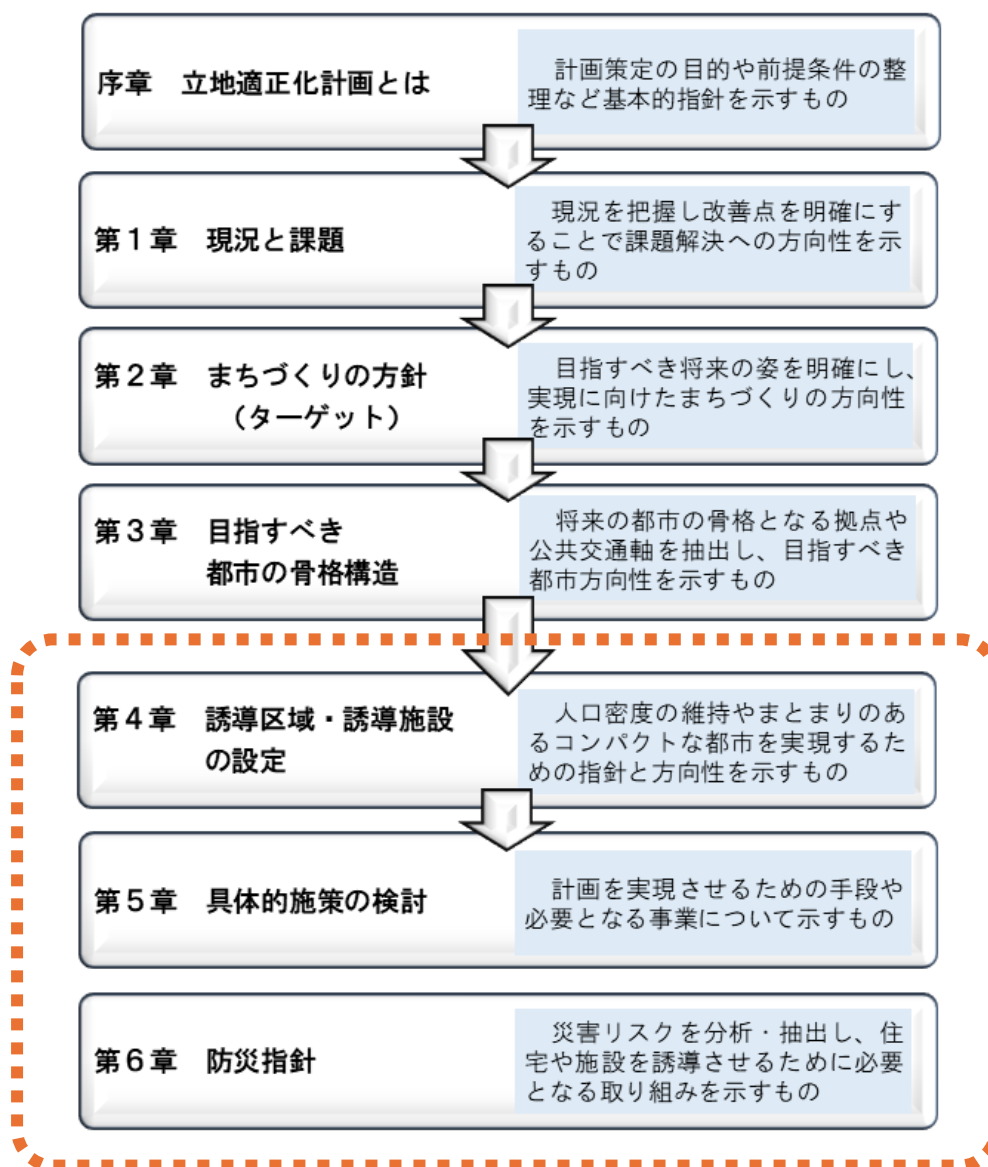


図 計画書の構成（案）

第4章 誘導区域・誘導施設の設定

4-1 都市機能誘導区域・居住誘導区域の設定

表 都市機能誘導区域（案）の面積と用途地域に占める面積割合

	面積 (ha)
飯島地区	57.18
七久保地区	20.74
都市機能誘導区域（案）全域	77.92
用途地域全域の面積	218 ha
用途地域に占める都市機能誘導区域（案）の面積割合	35.7 %

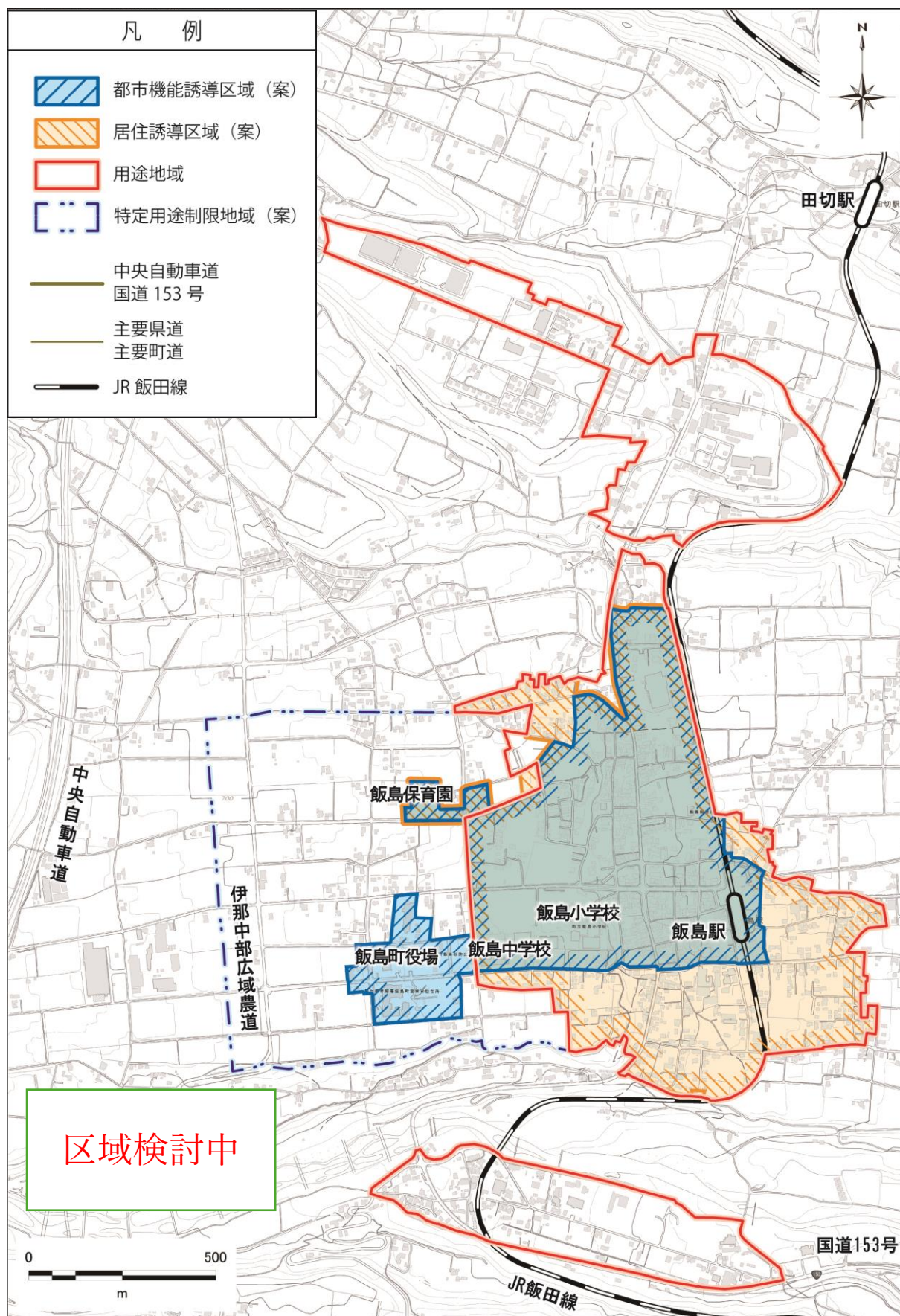
表 居住誘導区域（案）の面積、用途地域に占める面積割合、人口密度※

	人口 (人)	面積 (ha)	人口密度 (人/ha)
飯島地区	1,417	82.04	17.27
七久保地区	443	40.85	10.84
居住誘導区域（案）全域	1,860	122.89	15.14
用途地域全域の面積	218 ha		
用途地域に占める居住誘導区域（案）の面積割合	56.4 %		

※令和2年国勢調査における250mメッシュ別人口を、メッシュ面積に占める居住誘導区域（案）面積で案分した人口の合計を、居住誘導区域（案）面積で除して算出した。

区域検討中

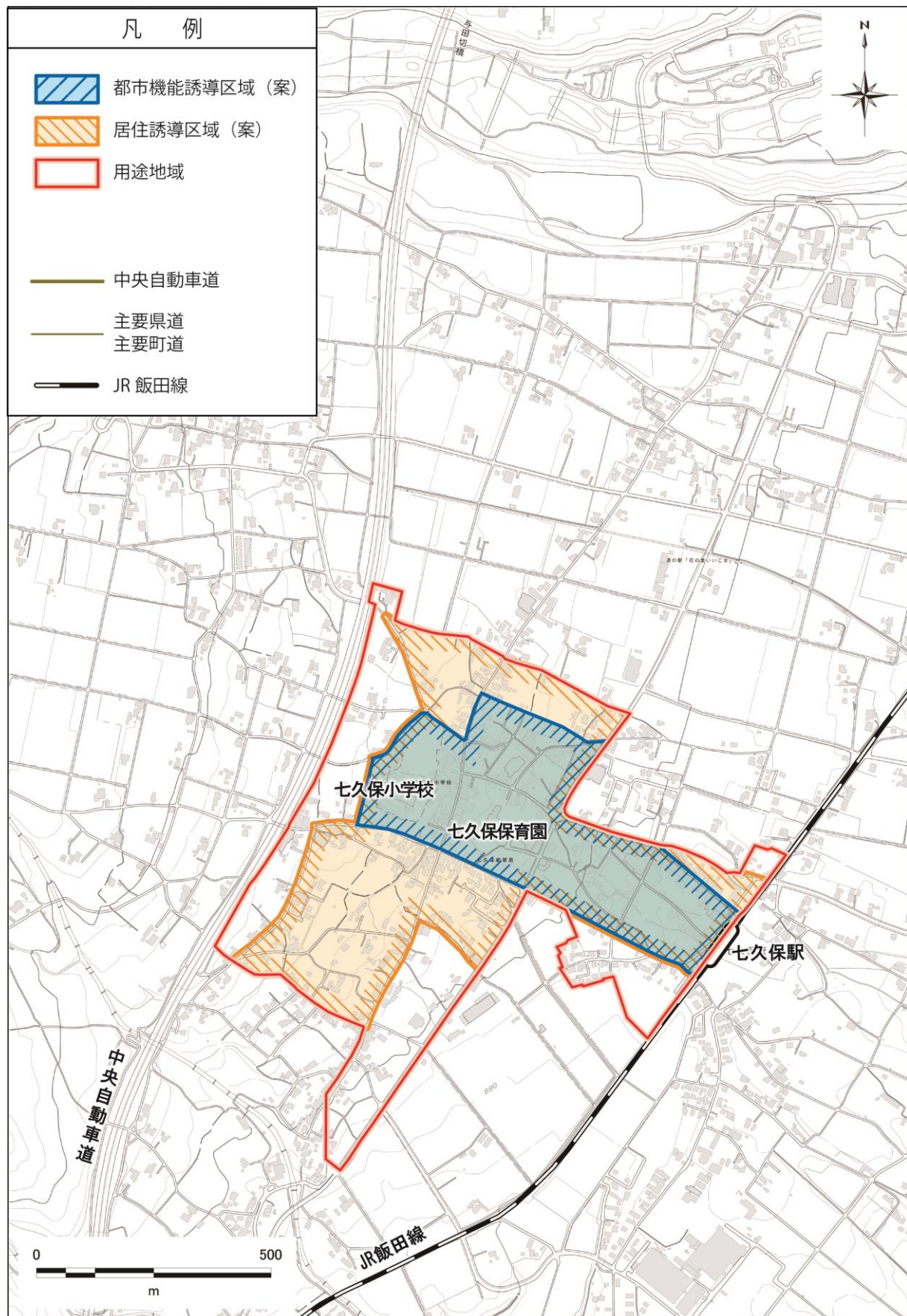
<飯島地区>



（出典：国土地理院発行 2.5 万分の 1 地形図）

図 都市機能誘導区域（案）と居住誘導区域（案）（飯島地区）

<七久保地区>



（出典：国土地理院発行 2.5 万分の 1 地形図）

図 都市機能誘導区域（案）と居住誘導区域（案）（七久保地区）

4-2 誘導施設の設定

4-2-1 誘導施設とは

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能を増進させる施設である。都市機能誘導区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来人口の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましいとされている。

＜誘導施設として定めることが想定される施設＞

- ・ 高齢化の中で需要が高まる
…病院・診療所、老人デイサービスセンター、地域包括支援センター等
- ・ 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる
…幼稚園や保育所、小学校等
- ・ 集客力がありまちの賑わいを生み出す
…図書館、博物館等、スーパーマーケット等
- ・ 行政サービスの窓口機能を有する市役所等の行政施設

4-2-2 誘導施設の検討

誘導施設となりうる施設のうち、2つの拠点地区がそれぞれの役割を果たし、今後も拠点としての機能を維持・充実していくために必要な施設について、下記の視点に基づき誘導施設を設定した。ただし、当面は現在の都市機能を維持することに主眼を置くため、下記の視点に該当する施設のうち、都市機能誘導区域（案）内に既存施設があるものを誘導施設とした。なお、商業機能については、その立地によって周辺の生活環境や開発圧力に影響を及ぼす可能性があることから、都市機能誘導区域（案）内への既存施設の有無にかかわらず、延べ床面積が2,000㎡以上の食料品や日用品等の物品販売業を営む営業中の店舗（スーパー、ホームセンターなど）を誘導施設とした。

【誘導施設とする視点】

①拠点地区の役割を果たすために必要な施設であるか

都市機能や居住の誘導を効果的に果たすためには、それぞれの拠点に必要な機能を適切に配置することが重要である。例えば、商業拠点には買い物やサービスを提供する店舗や施設が求められ、医療拠点には病院や診療所が必要である。拠点ごとの特性に応じた施設を誘導することで、拠点やその周辺地域全体の機能バランスを維持し、利便性の高い都市構造の実現を図る。

②日常生活に欠かせない施設であるか

住民の日常生活を支えるためには、生活に必要不可欠な施設を近隣に配置することが重要である。具体的には、スーパーマーケット、ドラッグストア、医療機関、保育園・幼稚園、小・中学校、金融機関などが考えられる。これらの施設が身近にあることで、住民の生活の質を高め、移動負担を軽減し、持続可能な生活環境の実現を図る。

③コンパクトに住まうことにより効率良く運営できる施設であるか

人口減少や高齢化が進行する中、効率的で持続可能な行政サービスの提供やインフラの維持を実現するためには、都市機能の集約が必要である。教育施設や公共施設、医療・福祉施設などを集約して配置することで運営効率が向上する施設を誘導し、持続可能な都市構造の実現を図る。

④転居する際に居住場所を決める要因となる施設であるか

住民が新たな居住地を選ぶ際には、利便性や生活環境が大きな影響を与える。特に、通勤・通学の利便性、買い物のしやすさ、医療や福祉施設、子育て支援の充実度などが重要な要因となる。これらの施設を計画的に誘導することで、住民にとって魅力的な住環境を提供し、移住・定住の促進や地域の活性化を図る。

⑤災害発生時に必要不可欠な施設であるか

災害時においては、避難所や医療機関などの防災拠点の配置が地域の安全・安心を守るうえで重要である。災害発生時に迅速に対応できるよう、避難経路やアクセスの確保を考慮したうえで、これらの施設を誘導することで、地域の防災力を高め、被害の軽減を図る。

表 誘導施設の検討 (1/2)

機能 分類	誘導施設となりうる施設	誘導施設とする視点					既存施設の有無		誘導施設 とするか (案)
		①	②	③	④	⑤	町内	都市機能 誘導区域 (案) 内	
		拠点の 役割	日常生活 に必要	効率よく 運営可能	転居理由	災害時 に必要			
行政 機能	町役場	○	○	○	×	○	○	○	○
	総合支所・支所	○	○	○	×	○	×	×	×
介護 福祉 機能	総合福祉センター	○	○	○	×	×	×	×	×
	地域包括支援センター	○	○	○	×	×	○	○	○
	高齢者福祉施設（通所系※ ¹ ）	×	○	○	○	○	○	○	○
	高齢者福祉施設 （訪問系・介護※ ² ）	×	○	○	×	×	○	○	○
	高齢者福祉施設 （小規模多機能型※ ³ ）	×	○	○	○	×	○	○	○
	高齢者福祉施設（入所系※ ⁴ ）	×	○	×	×	○	○	○	×
	高齢者福祉施設 （訪問系・看護※ ⁵ ）	×	○	○	×	×	×	×	×
	高齢者福祉施設 （居宅介護支援）	×	○	×	×	×	○	○	×
	障がい者福祉施設※ ⁶	×	○	○	○	○	○	○	○
子育て 機能	子育て支援センター	×	○	○	×	○	○	○	○
	幼稚園	×	○	○	○	×	×	×	×
	認定こども園	×	○	○	○	×	×	×	×
	保育所（保育園）	×	○	○	○	×	○	○	○
	認可外保育施設※ ⁷	×	○	○	○	×	○	○	○
	学童クラブ	×	○	○	○	×	○	○	○
商業 機能	商業施設※ ⁸ （延べ床面積が2,000㎡以上）	○	○	○	○	×	×	×	○
	商業施設※ ⁸ （延べ床面積が2,000㎡未満）	○	○	×	○	×	○	○	×

表 誘導施設の検討 (2/2)

機能 分類	誘導施設となりうる施設	誘導施設とする視点					既存施設の有無		誘導施設 とするか (案)
		①	②	③	④	⑤	町内	都市機能 誘導区域 (案) 内	
		拠点の 役割	日常生活 に必要	効率よく 運営可能	転居理由	災害時 に必要			
医療 機能	病院・診療所 (外科・内科・整形外科のい ずれかを有する)	○	○	○	○	○	○	○	○
	診療所 (上記診療科以外)	×	○	×	×	×	○	○	×
	診療所 (歯科)	×	○	×	×	×	○	○	×
	調剤薬局	×	○	×	×	×	○	○	×
金融 機能	郵便局	○	○	○	×	×	○	○	○
	銀行	○	○	○	×	×	○	○	○
	信用金庫	○	○	○	×	×	○	○	○
	農業協同組合	○	○	○	×	×	○	○	○
	信用組合	○	○	○	×	×	×	×	×
	労働金庫	○	○	○	×	×	×	×	×
	政府関係金融機関	×	×	×	×	×	×	×	×
教育 文化 機能	小学校	×	○	○	○	○	○	○	○
	中学校	×	○	×	×	○	○	○	○
	高等学校	×	○	×	×	×	×	×	×
	大学	×	○	×	×	×	×	×	×
	図書館	○	○	○	×	×	○	○	○
	生涯学習施設	○	○	○	×	×	○	○	○
	博物館・美術館等	○	×	○	×	×	○	○	○
	文化センター・文化会館	○	×	○	×	×	○	○	○
	公民館	○	○	○	×	×	○	○	○
	地域交流センター	×	○	○	×	○	○	×	×
	生涯スポーツ施設	×	×	○	×	×	○	○	×

- ※1 高齢者福祉施設のうち通所系施設とは、老人デイサービスセンター等をいう。
- ※2 高齢者福祉施設のうち訪問系施設(介護)とは、訪問介護や訪問リハビリテーション等を行う事業所等をいう。
- ※3 小規模多機能型施設には看護小規模多機能型施設を含む。
- ※4 高齢者福祉施設のうち訪問系施設(看護)とは、訪問看護ステーション等をいう。
- ※5 入所系施設とは、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、介護老人保健施設等をいう。
- ※6 障がい者福祉施設のうち、障がい者福祉サービス(生活介護・自立訓練・就労継続支援)、相談支援(特定)、放課後等デイサービス、障がい児相談支援事業を提供する施設・事業所。
- ※7 長野県 HP 認定外保育施設一覧(R6.9.25時点)において、施設類型区分が「一般」となっているもの(病児・病後児保育を行う施設など)を認定外保育施設とし、事業所内保育施設や院内保育施設などの通常の通園型ではないもの、居宅訪問型保育事業やベビーシッター等を行う事業所・施設は除く。
- ※8 食料品や日用品等の物品販売業を営む営業中の店舗で、業態が「スーパー」「ホームセンター」「ドラッグストア」「コンビニ」のもの。

4-2-3 各都市機能誘導区域の誘導施設

都市機能誘導区域ごとに、各拠点の果たすべき役割を実現するため、今後の課題に応じた誘導施設を下表のように設定した。

中心拠点における都市機能誘導区域（飯島地区）は、誘導施設の維持を主眼として、日常的な生活サービス機能を有する施設に加え、町役場や図書館、文化センター・文化会館などの居住場所に限らず多くの市民が利用する施設も誘導施設として設定した。

地域・生活拠点における都市機能誘導区域（七久保地区）は、誘導施設の維持を主眼として、主に日常サービス機能を集積する区域とし、その機能を担う施設を誘導施設として設定した。

なお、商業機能については、その立地によって周辺的生活環境や開発圧力に影響を及ぼす可能性があることから、飯島地区と七久保地区の2つの拠点において、延べ床面積が2,000㎡以上の食料品や日用品等の物品販売業を営む営業中の店舗（スーパー、ホームセンターなど）を誘導施設として設定した。

表 各都市機能誘導区域の誘導施設（案）

機能分類	誘導施設（案）	中心拠点	地域・生活拠点
		飯島地区	七久保地区
行政機能	町役場	●	
介護福祉機能	地域包括支援センター	●	
	高齢者福祉施設	●	●
	障がい者福祉施設	●	
子育て機能	子育て支援センター	●	
	保育所（保育園）	●	●
	認定外保育施設	●	
	学童クラブ	●	●
商業機能	商業施設	●	●
医療機能	病院・診療所	●	●
金融機能	郵便局	●	●
	銀行	●	
	信用金庫	●	
	農業協同組合	●	
教育・文化機能	小学校	●	●
	中学校	●	
	図書館	●	
	生涯学習施設	●	
	博物館・美術館等	●	
	文化センター・文化会館	●	
	公民館	●	●



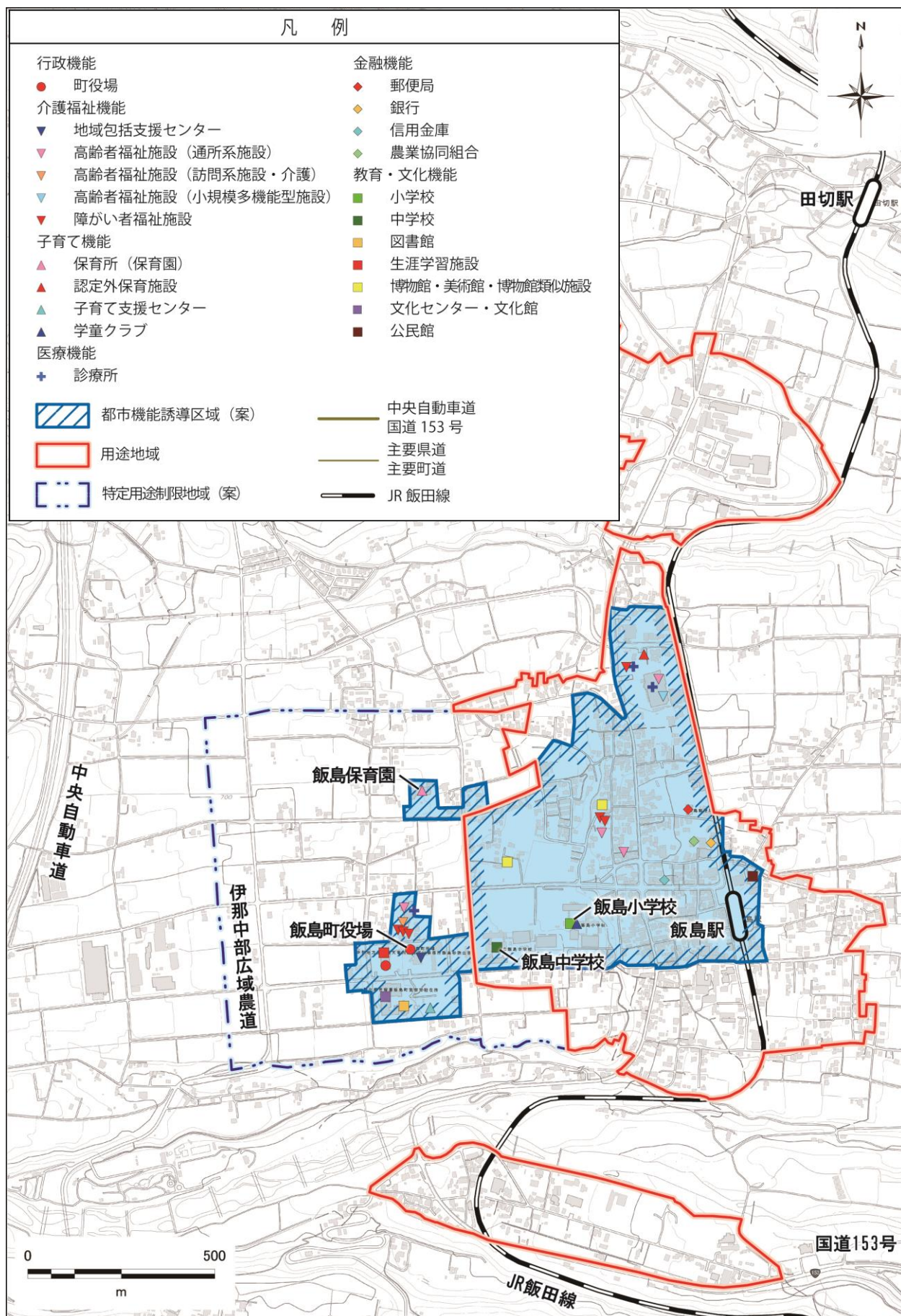
… 現在、都市機能誘導区域（案）内に誘導施設に該当する既存施設がないもの

表 誘導施設の定義 (1/2)

機能分類	誘導施設（案）	根拠法等	定 義
行政機能	町役場	地方自治法	法第4条第1項に基づく、「飯島町役場の位置を定める条例」に定める町役場
介護福祉機能	地域包括支援センター	介護保険法	法第115条の46に定める施設
	高齢者福祉施設 （通所系※ ¹ ） （訪問系・介護※ ² ） （小規模多機能型※ ³ ）	老人福祉法	法第20条の2の2（老人デイサービスセンター）に定める施設・事業所
		介護保険法	法第8条第2項・第3項・第5項（訪問介護・訪問入浴介護・訪問リハビリテーション）、第8条第7項・第8項（通所介護・通所リハビリテーション）、第8条第19項（小規模多機能型居宅介護）等に定める施設・事業所
	障がい者福祉施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	法第5条第7項（生活介護）、法第5条第12項（自立訓練）、法第5条第14項（就労継続支援）、法第5条第18項（相談支援）、法第5条第27項（地域活動支援センター）等に定める施設・事業所
		児童福祉法	法第6条の2の2第1項に定める障がい児通所支援のうち、放課後等デイサービスを行う事業所 法第6条の2の2第7項に定める障がい児相談支援を行う事業所
子育て機能	子育て支援センター	児童福祉法	法第6条の3第6項に定める事業を行う施設
	保育所（保育園）	児童福祉法	法第39条第1項に定める施設
	認定外保育施設	（児童福祉法）	長野県 HP 認定外保育施設一覧において、施設類型区分が「一般」となっている施設（法第6条の3第13項（病児保育事業）に定める病児保育事業を行う施設 等）
	学童クラブ	児童福祉法	法第6条の3第2項に定めるもの
商業機能	商業施設	—	食料品や日用品等の物品販売業を営む営業中の店舗（スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストアなど）で、延べ床面積が2,000㎡以上のもの
医療機能	病院・診療所	医療法	法第1条の5に定める病院または診療所のうち、内科・外科・整形外科のいずれかを有するもの
		飯島町診療所設置に関する条例	条例第2条に定める診療所
金融機能	郵便局	日本郵便株式会社法	法第2条第4項に定める郵便局
	銀行	銀行法	法第4条第1項に基づく免許を受けて銀行業を営むもの（政策投資銀行を除く）
	信用金庫	信用金庫法	法第4条に基づく免許を受けて金庫の事業を行うもの
	農業協同組合	農業協同組合法	法第10条第1項第2号及び第3号に定める事業を併せて行うもの

表 誘導施設の定義 (2/2)

機能 分類	誘導施設（案）	根拠法等	定 義
教育 文化 機能	小学校	学校教育法	法第 1 条に定める小学校
	中学校	学校教育法	法第 1 条に定める中学校
	図書館	図書館法	法第 2 条第 1 項に定める図書館
	生涯学習施設	飯島町生涯学習 センター条例	条例第 2 条に定める施設
	博物館・美術館等	博物館法	法第 2 条第 1 項に定める博物館・美術館 法第 29 条に定める博物館相当施設
		—	長野県教育要覧に定める博物館類似施設
	文化センター・ 文化会館	飯島町 文化館条例	条例第 3 条に定める施設
	公民館	飯島町 公民館設置条例	条例第 2 条に定める施設



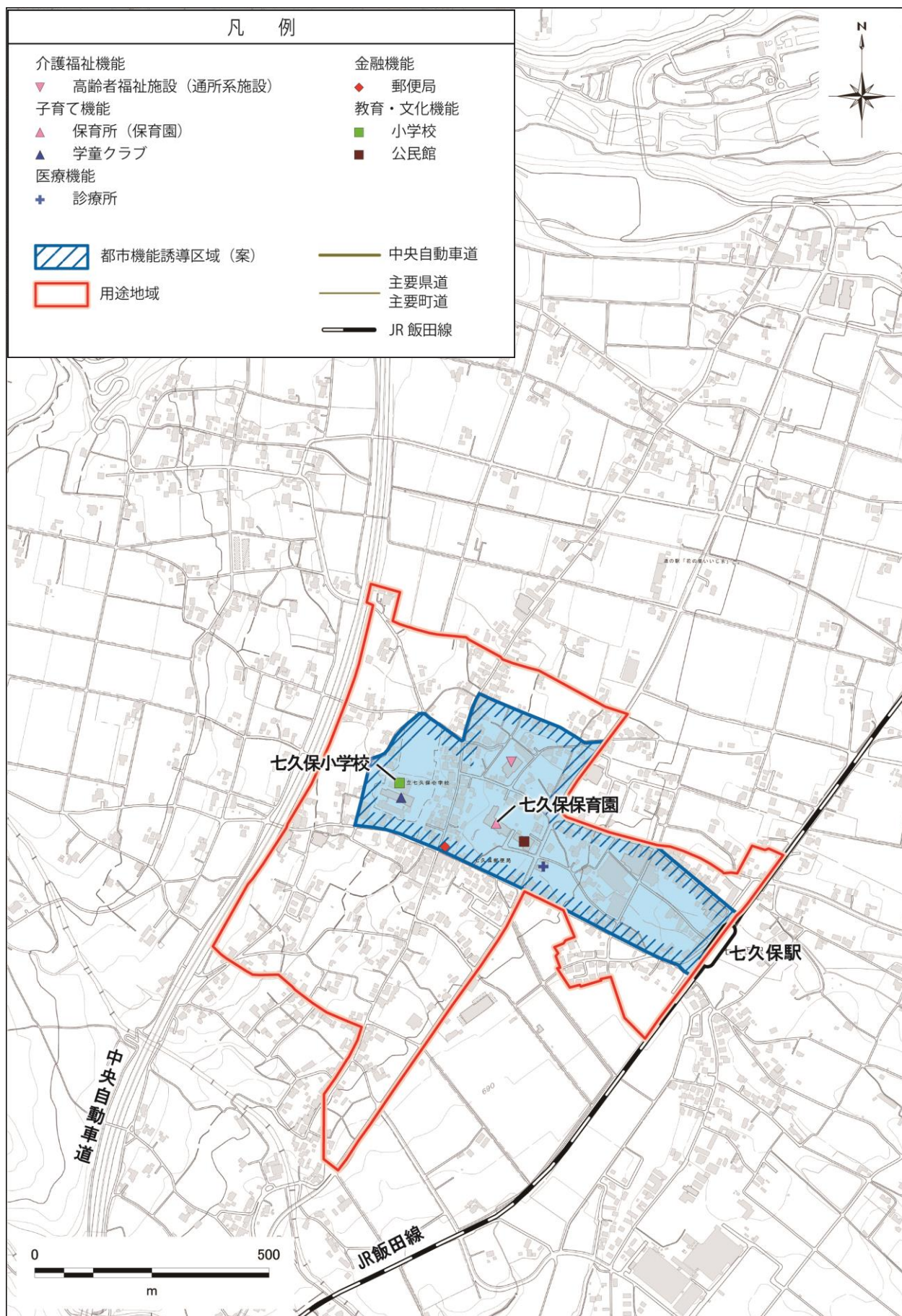


図 都市機能誘導区域（案）内における誘導施設（案）に該当する既存施設の分布状況
（七久保地区）

4-3 届出制度

4-3-1 誘導施設の届出制度

都市機能誘導区域内外における誘導施設の整備の動きを把握するため、下表に挙げる誘導施設に該当する施設の開発行為等を行おうとする場合は、開発行為等に着手する30日前までに届出が必要となる。ただし、都市機能誘導区域内で、それぞれの区域ごとに定められた誘導施設については不要である。また、都市機能誘導区域内にある、誘導施設に該当する施設を休止または廃止する場合も、休止または廃止しようとする30日前までに届出が必要となる。

表 届出が必要な誘導施設と届出が必要な行為

誘導施設	都市機能誘導区域		都市機能誘導区域外※1
	飯島地区	七久保地区	
町役場	◆	○	○
地域包括支援センター	◆	○	○
高齢者福祉施設	◆	◆	○
障がい者福祉施設	◆	○	○
子育て支援センター	◆	○	○
保育所（保育園）	◆	◆	○
認定外保育施設	◆	○	○
学童クラブ	◆	◆	○
商業施設	◆	◆	○
病院・診療所	◆	◆	○
郵便局	◆	◆	○
銀行	◆	○	○
信用金庫	◆	○	○
農業協同組合	◆	○	○
小学校	◆	◆	○
中学校	◆	○	○
図書館	◆	○	○
生涯学習施設	◆	○	○
博物館・美術館等	◆	○	○
文化センター・文化会館	◆	○	○
公民館	◆	◆	○
凡 例 （ 届 出 が 必 要 な 行 為 ）			
○：右記の開発行為等を行う場合に届出が必要	【開発行為】 <u>誘導施設を有する建築物</u> の建築目的の開発行為を行おうとする場合 【開発行為以外】 ① <u>誘導施設を有する建築物を新築</u> しようとする場合 ② 建築物を <u>改築</u> し、 <u>誘導施設を有する建築物とする</u> 場合 ③ 建築物の <u>用途を変更</u> し、 <u>誘導施設を有する建築物とする</u> 場合		
◆：休廃止を行う場合に届出が必要	<u>誘導施設に該当する施設を休止または廃止</u> しようとする場合		

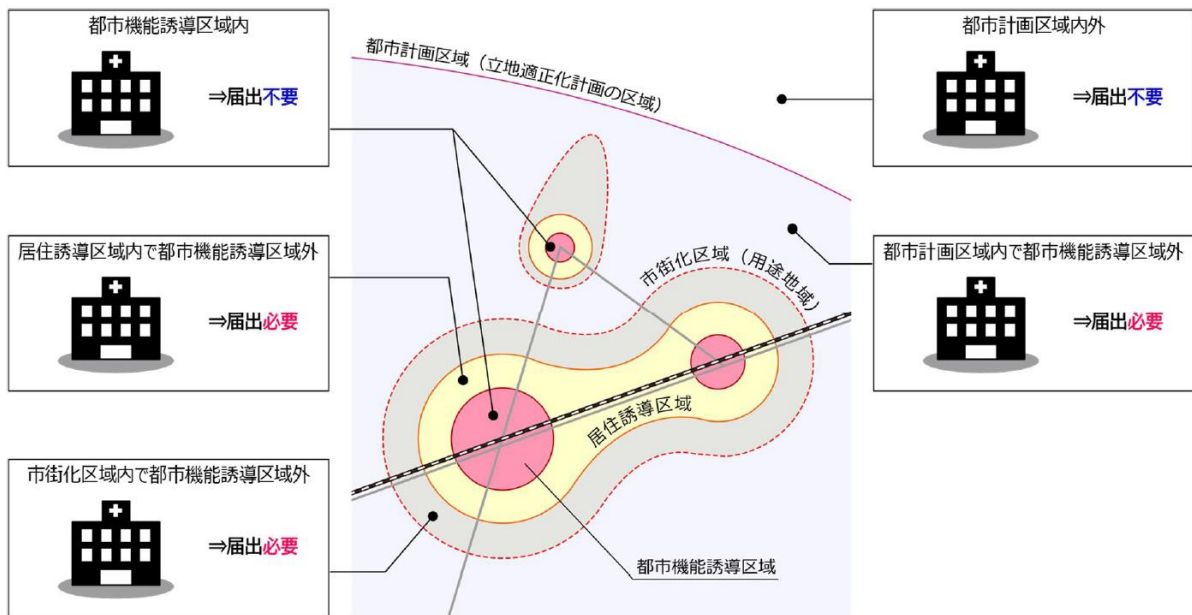
※1 都市計画区域外については、立地適正化計画の対象区域外となるため、届出の対象とはならない。



… 開発行為等を行う場合に届出は不要



… 休廃止を行う場合に届出は不要



出典：立地適正化計画策定の手引き【基本編】（国土交通省都市局、令和6年4月改訂）

図 誘導施設の届出イメージ（病院を誘導施設としている場合）

4-3-2 居住誘導区域外における届出制度

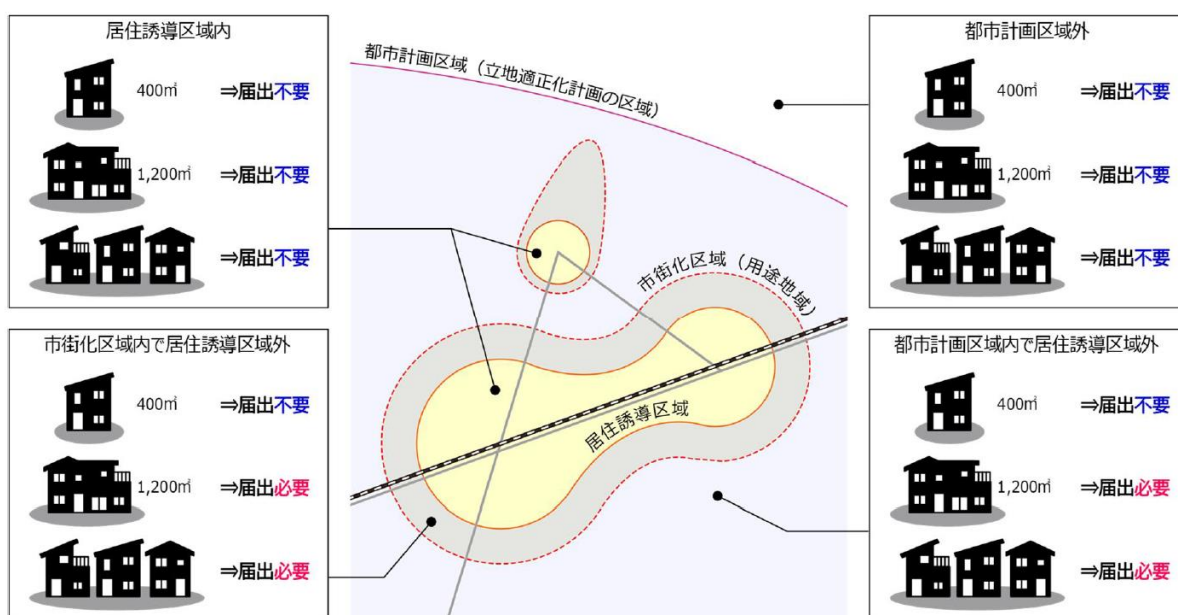
居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するため、都市計画区域のうち居住誘導区域外の区域で、以下の開発行為や建築等行為を行う場合は、開発行為等に着手する 30 日前までに届出が必要となる。

表 届出の対象

開発行為	建築行為等
① 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ② 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 ㎡以上のもの ③ 住宅以外で、人の住居の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う 開発行為（例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等）	① 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 人の住居の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等） ③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合

※「住宅」の定義については、建築基準法における住宅の取扱いを参考にすることが考えられる。

※ 都市計画区域外については、立地適正化計画の対象区域外となるため、届出の対象とはならない。



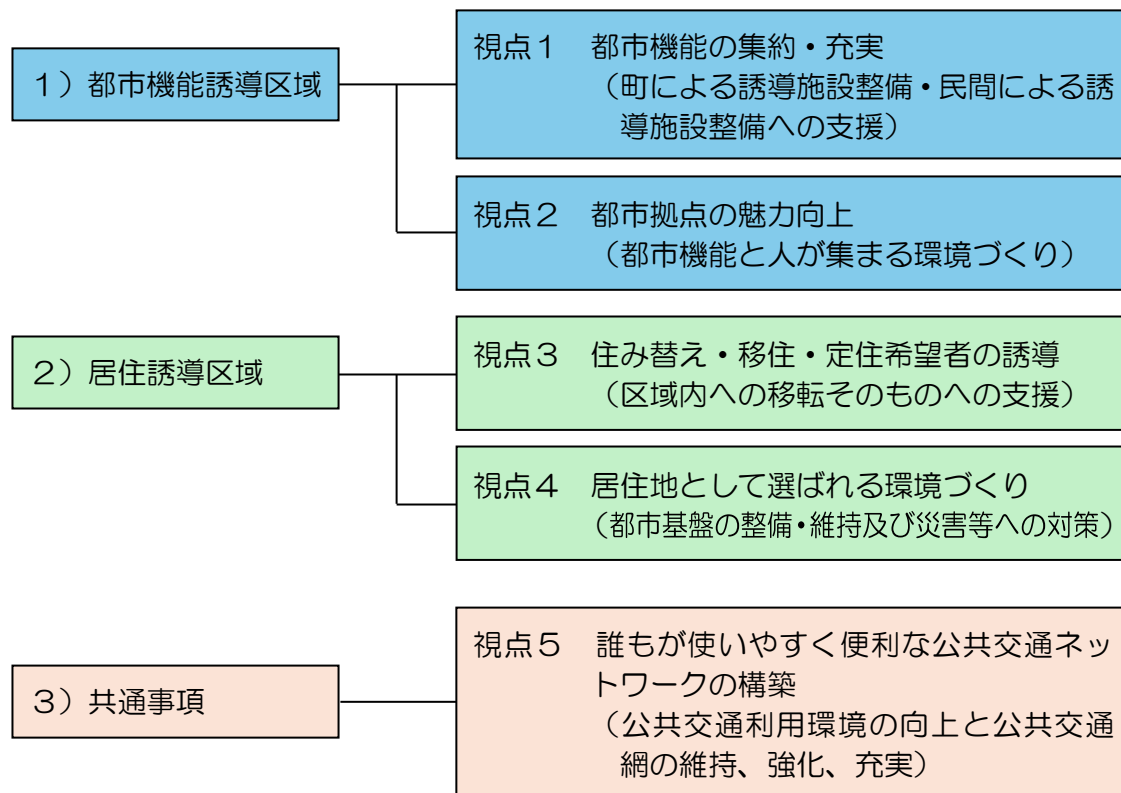
参考：立地適正化計画策定の手引き【基本編】（国土交通省都市局、令和 6 年 4 月改訂）

図 居住誘導区域外の区域における届出が必要な行為

第5章 具体的施策の検討

5-1 誘導施策の体系

誘導施策とは、都市機能誘導区域及び居住誘導区域への機能誘導を促進するために講ずる施策であり、施策の体系を以下のように定めた。



5-2 都市機能誘導区域へ都市機能を誘導するための施策

5-2-1 基本方針

- ◆都市機能誘導区域内の土地や既存施設を有効活用した誘導施設の整備の促進と維持・充実に努める。
- ◆都市基盤整備や各拠点地区の果たすべき役割に応じたまちづくりにより、拠点の魅力向上と活性化を図る。

5-2-2 具体的施策

視点① 都市機能の集約・充実

○誘導施設の整備の促進と維持

- ・国等による各種補助制度などを活用し、誘導施設の整備を促進する。
- ・（一財）民間都市開発推進機構の「まち再生出資・社債取得業務」など、誘導施設を整備する民間事業者を低利融資で支援する制度を活用し、誘導施設の整備を推進する。
- ・集約都市（コンパクトシティ）形成支援事業を活用し、居住誘導区域外から都市機能誘導区域内へ移転する誘導施設の旧建物の除却を支援する。
- ・小学校、中学校、図書館、金融機関、子育て・福祉施設等の既存の高次都市機能や日常サービ

ス機能を提供する施設の維持・充実を図る。

- ・既存の高次都市機能や日常サービス機能を提供する施設へのインクルーシブデザイン・ユニバーサルデザインの活用を促進させる。

○都市機能誘導区域内への都市機能の適正配置

- ・新規立地や統廃合に伴い移転を検討している公共施設や誘導施設について、都市機能誘導区域内への移転を促進する。
- ・移転する公共施設や誘導施設について、都市機能誘導区域内の既存施設との合築や複合化、多目的化などの検討を行う。

○空き家・低未利用地等や未利用公有地の誘導施設用地としての活用

- ・「UIJ ターン事業・創業移住支援事業補助金」の創設により、都市機能誘導区域内への移転等を促進させる。
- ・「飯島町空き家改修費等補助金」などの補助金の活用を促す。
- ・都市構造再編集中支援事業や新しい地方経済・生活環境創成交付金（第2世代交付金）などを活用し、未利用地を利用した誘導施設の整備に取り組む民間事業者への支援を行う。
- ・未利用地などを円滑に活用するため、国土調査や空き家の現状把握を推進する。
- ・「低未利用土地権利設定等促進計画」など、都市のスポンジ化対策のための制度の活用を促す。

視点② 都市拠点の魅力向上

○安全・快適に移動できる歩行空間の整備による拠点内の回遊性向上

- ・飯島駅周辺や七久保駅周辺と各誘導施設を結ぶ道路や歩道の整備を促進する。

5-3 居住誘導区域へ居住を誘導するための施策

5-3-1 基本方針

- ◆居住誘導区域内への住宅の立地に対する支援や住み替え・移住の促進、災害リスクの周知等により、居住誘導区域への居住を促進する。
- ◆居住誘導区域については、インフラ等の重点的な整備により居住の安全性・快適性を向上させ、居住地として選ばれる環境の創出に努める。

5-3-2 具体的施策

視点③ 住み替え・移住・定住希望者の誘導

○空き家バンクの活用

- ・居住誘導区域内の空き家等について、空き家バンクへの登録の推進や飯島移住定住総合サイト「IIJIMA NOTE」などによる情報の拡充を行う。

○居住誘導区域内への住宅・移住者の誘導

- ・「飯島町に光をそそぐマイホーム取得補助金」や「飯島町に光をそそぐ住宅リフォーム支援補助金」などの活用により、居住誘導区域内への住み替えや移住を促進させる。
- ・「UIJ ターン事業・創業移住支援事業補助金」の創設により、居住誘導区域内への定住を促進させる。

視点④ 居住地として選ばれる環境づくり

○定住人口の増進

- ・若年層や高齢者など多様な世代が安心して住むことができるよう、民間活力および公共事業によって良質な住宅地や賃貸住宅の供給を検討する。
- ・若年層の持家取得に対する支援の検討や公営住宅の提供を行う。

○インフラの重点的な整備

- ・居住誘導区域内を優先エリアとした道路・上下水道の計画的な整備、長寿命化、耐震化を実施する。
- ・インクルーシブデザイン・ユニバーサルデザインを活用した道路や歩道の計画的な整備、維持・管理を実施する。

○交通の安全を確保するための重点的な対策の実施

- ・都市機能誘導区域への経路となる居住誘導区域内の狭あい道路や歩道の整備、危険箇所の解消等の取り組みを促進する。

○空き家への重点的な対策

- ・居住誘導区域内の特定空家（倒壊の恐れ、また衛生上有害かつ景観・生活環境上支障を及ぼす家屋）等候補の抑制と空き家の適正管理及び利活用への取り組みを優先して実施する。
- ・居住誘導区域内の空き家等の現状把握や所有者への維持・管理等の指導を実施する。
- ・「飯島町空き家改修費等補助金」などの補助金の活用を促す。

○災害の恐れがある箇所の安全を確保するための重点的な対策の実施

- ・土砂災害防止法により定められる土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、水防法により定められる洪水浸水想定区域（想定最大規模）等について、ハザードマップ等の活用により災害リスクをわかりやすく提示し、住民への周知の徹底を図る。
- ・地区防災マップや地区防災計画等の整備を行う。

5-4 公共交通に関する施策

5-4-1 基本方針

- ◆公共交通の利便性や利用環境の向上により、公共交通の利用促進と維持を図る。
- ◆住民ニーズに対応し、将来にわたり多くの人が利用しやすく、誘導施設をはじめとする高次の都市機能を有する施設へのアクセスを確保する公共交通ネットワークを構築する。

5-4-2 具体的施策

視点⑤ 誰もが使いやすく便利な公共交通ネットワークの構築

○安心して利用できる環境づくり

- ・飯島駅及び七久保駅周辺の駅前広場、駐車場、駐輪場、公衆トイレ等の環境整備を推進する。

- ・飯島駅及び七久保駅は、建替えに併せ周辺地区と一体的な整備を推進し、交通結節点としての機能の向上と地域の賑わいを創出する。
- ・駅舎や車両などへのインクルーシブデザイン・ユニバーサルデザインの活用を図る。

○地域公共交通の利便性の向上と確保

- ・生活の足を支える JR 飯田線や定時・定路線型のバスについて、便数の維持・充実、乗り継ぎの効率化等を実施し、利便性の維持・向上に向けた検討を行う。
- ・JR 飯田線の利用促進を図るとともに、交通結節機能の維持・強化を図る。
- ・バス路線の新設・見直しを図る。
- ・より利用しやすい地域循環バス運行形態の研究や、通勤通学等の電車利用者の利便性の確保に向けた検討を行う。

○都市機能誘導区域へのアクセスを担う公共交通ネットワークの再構築

- ・誘導施設等の立地や市民のニーズの変化に応じた、公共交通ネットワークの見直しの検討を行う。
- ・デマンド交通など、現状の公共交通ネットワークを補完する交通手段の導入に向けた検討を行う。

○公共交通の利用促進と利用者支援

- ・公共交通への転換を図るため、ポイント制の導入や商店街との連携等により、利用者への優遇策について検討する。
- ・運転免許証返納者や高齢者に対して、何らかの移動手段が提供できるよう、外出支援制度の導入を検討する。

○補助金の活用

- ・運行、車両購入等に対する国の地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)をはじめとした補助金を効果的に活用する。

第6章 防災指針

6-1 基本的な考え方

6-1-1 背景と目的

防災指針は、地域の自然・社会環境を踏まえ、災害リスクを最小限に抑え、安全・安心なまちづくりを実現するための基本的な方針を示すものである。近年、気候変動の影響や大規模地震の発生リスクが高まる中で、コンパクトなまちづくりと併せて、都市計画や土地利用の適正化、住民の防災意識の向上、災害時の対応力強化など、総合的な視点から災害のリスクを回避または低減させるための防災施策が求められている。国は令和2（2020）年9月に改正都市再生特別措置法を施行し、立地適正化計画に防災指針を定めることとなった。

本町は、中央アルプスと南アルプスに囲まれ、天竜川をはじめとする豊かな自然環境に恵まれている一方で、豪雨による洪水・土砂災害、地震災害などのリスクを抱えている。特に、近年の気候変動の影響により、台風の巨大化や線状降水帯の発生などによる集中豪雨が頻発しており、令和元（2019）年東日本台風（台風19号）では県内各地で大きな被害が発生した。また、本町周辺には伊那谷断層帯が存在し南海トラフ地震の発生も危惧されていることから、大規模地震の発生リスクを抱えている。町内だけでなく広域的な災害に備えるためにも、地域の防災力を高め、持続可能なまちづくりを推進することが求められる。

このため、立地適正化計画に基づき、利便性の高いエリアに都市機能や居住の誘導を図りコンパクトなまちづくりを図っていくにあたっては、河川改修等のハード対策に加え、警戒避難体制の整備や災害ハザード等の情報の提供、マイ・タイムラインを用いた防災意識の向上等のソフト対策、災害リスクを踏まえた土地利用など、防災の観点も考慮したまちづくりを推進していくことが不可欠である。

以上を踏まえ、飯島町における災害リスクを分析し、必要となる防災・減災対策を計画的に実施していくことを目的として本指針を策定する。

6-1-2 本指針の位置づけ

防災指針は、主に居住誘導区域内や都市機能誘導区域内の防災・減災に向けた取り組み方針を示すものである。しかし、居住誘導区域外や都市機能誘導区域外についても、多くの災害リスク（洪水浸水、土砂災害、地震）が存在するため、都市防災の確保に向けて、飯島町都市計画マスタープランや飯島町国土強靱化地域計画、飯島町地域防災計画等の上位・関連計画に基づき、関係機関とも連携したハード対策・ソフト対策の両面からの防災・減災対策を進める。

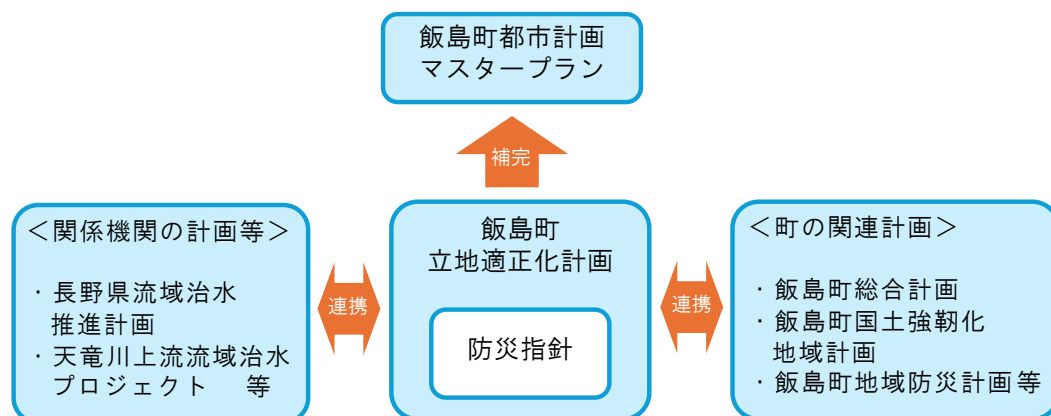


図 本指針の位置づけ

6-2 災害リスクの分析と課題の抽出

6-2-1 災害ハザード情報

災害リスクの分析にあたり、本町において発生する恐れのある災害ハザード情報の整理を行った。

災害ハザード種別		所管	名称	備考	指定日/ 公表日等	飯島町への 該当の有無
洪水※ ¹	天竜川	国土 交通省	洪水浸水想定区域	計画規模（L1）※ ³	H28. 12. 15 指定・公表	●
			洪水浸水想定区域	想定最大規模（L2）※ ⁴		
			浸水継続時間※ ²			
			家屋倒壊等氾濫想定区域 （氾濫流・河岸浸食）			
	中田切川 子生沢川 前沢川 日向沢川 矢村沢川 保谷沢川 十王堂沢川 与田切川 郷沢川	長野県	洪水浸水想定区域	計画規模（L1）	—	—
			洪水浸水想定区域	想定最大規模（L2）	R5. 3. 1 指定・公表	●
			浸水継続時間			—
			家屋倒壊氾濫想定区域 （氾濫流・河岸浸食）			—
土砂災害		長野県	土砂災害特別警戒区域※ ⁵	急傾斜地の崩壊 62 か所 土石流 21 か所 地すべり 0 か所	R4. 1 指定・公表	●
			急傾斜地崩壊危険区域※ ⁶	2 か所	R3. 3 指定・公表	●
			土砂災害警戒区域※ ⁵	急傾斜地の崩壊 75 か所 土石流 32 か所 地すべり 1 か所	R4. 1 指定・公表	●
			山腹崩壊危険地区	26 地区	H28 年度 調査	●
			地すべり防止区域※ ⁷	—	R3. 12 公表 ほか	—
大規模盛土造成地※ ⁸		飯島町	谷埋め型 大規模盛土造成地	2 か所	R3 年度 調査	●
			腹付け型 大規模盛土造成地	—		—
液状化		長野県	液状化危険度分布図	伊那谷断層帯（主部）の 地震	H27. 3 公表	—
				南海トラフの巨大地震		
災害履歴		長野県	液状化		H27. 3 公表	—

※1 (根拠法令) 水防法

※2 浸水継続時間 … 氾濫した水が到達し、浸水深 0.5m に達してから、その後浸水深 0.5m を下回るまでの時間

※3 計画最大規模 (L1) … 100 年に 1 回程度の降雨

※4 想定最大規模 (L2) … 1000 年に 1 回程度の降雨

(1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/1000 程度)

※5 (根拠法令) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

※6 (根拠法令) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

※7 (根拠法令) 地すべり等防止法

※8 (根拠法令) 宅地造成及び特定盛土等規制法

<参考①> 大規模盛土造成地

大規模盛土造成地は、今後地震による滑動崩落の可能性が懸念されることから、国土交通省が作成した「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」に基づき、令和 3 (2021) 年に飯島町内の大規模盛土造成地の概ねの位置、規模及び種類の調査が行われた。

その結果、該当箇所は 2 か所で、種類はどちらも谷埋め型大規模盛土造成地であった。



(出典：飯島町 HP「飯島町大規模盛土造成地マップ」)

図 飯島町大規模盛土造成地マップ

<参考②> 液状化の可能性のある地域

液状化の可能性がある地域は、第3次長野県地震被害想定調査報告書（平成27年3月、長野県）に記載のある液状化危険度分布図のうち、「伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース1、ケース2、ケース3、ケース4）」及び「南海トラフの巨大地震（基本ケース、陸側ケース）」で確認を行った。その結果、飯島町に該当箇所はなかった。

○ 伊那谷断層帯（主部）の地震

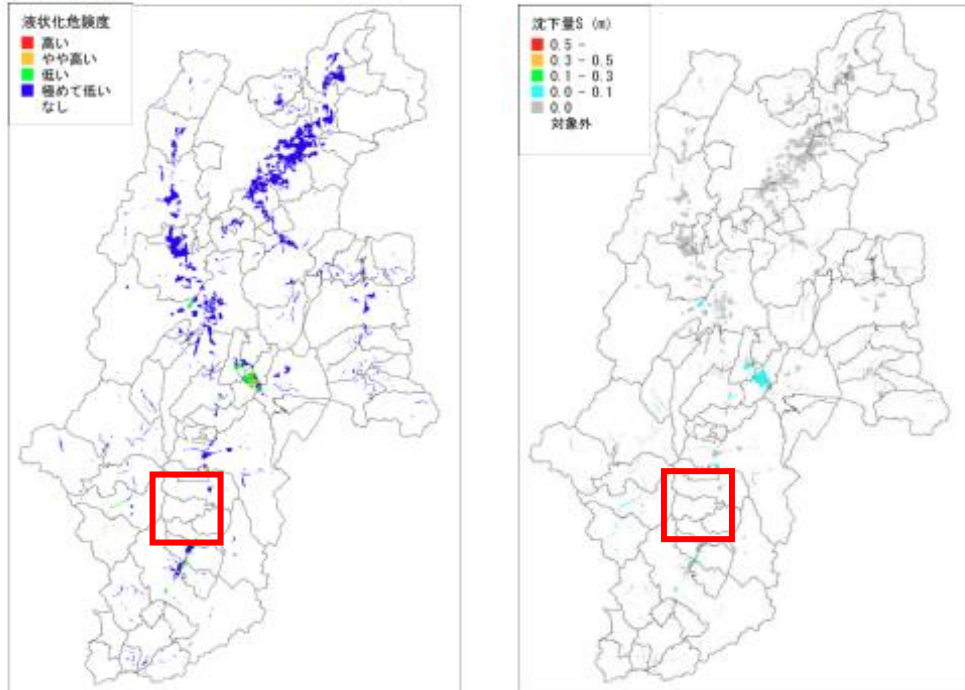


図 3.3-9 伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース1）の液状化危険度（左）・沈下量（右）

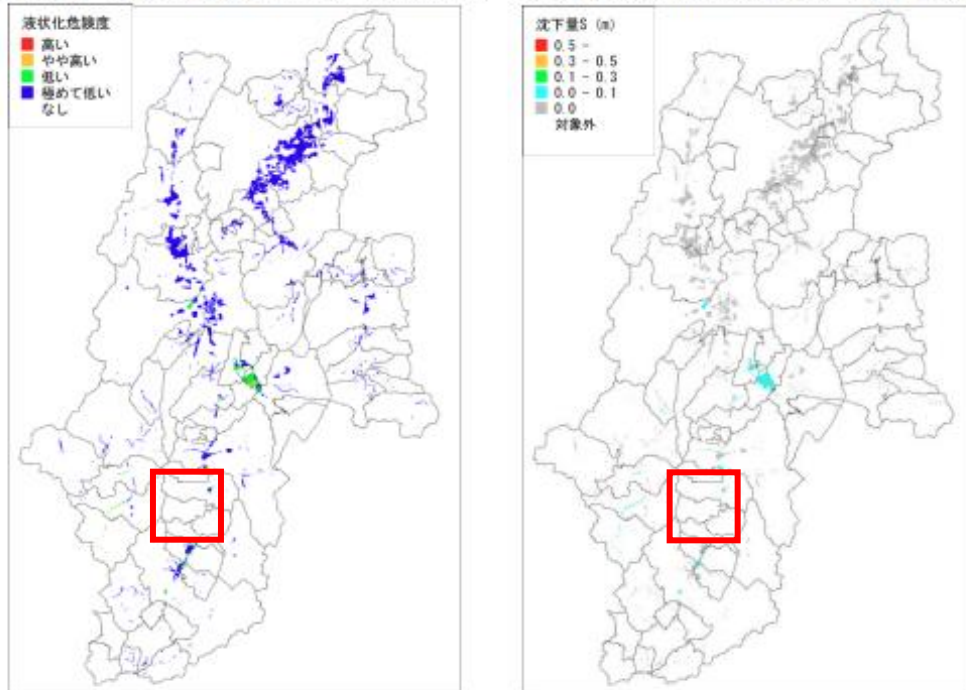


図 3.3-10 伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース2）の液状化危険度（左）・沈下量（右）

（出典：長野県「第3次長野県地震被害想定調査報告書 p.159（平成27年3月）」）

図 液状化危険度及び沈下量の分布図（伊那谷断層帯（主部）の地震 ケース1、ケース2）

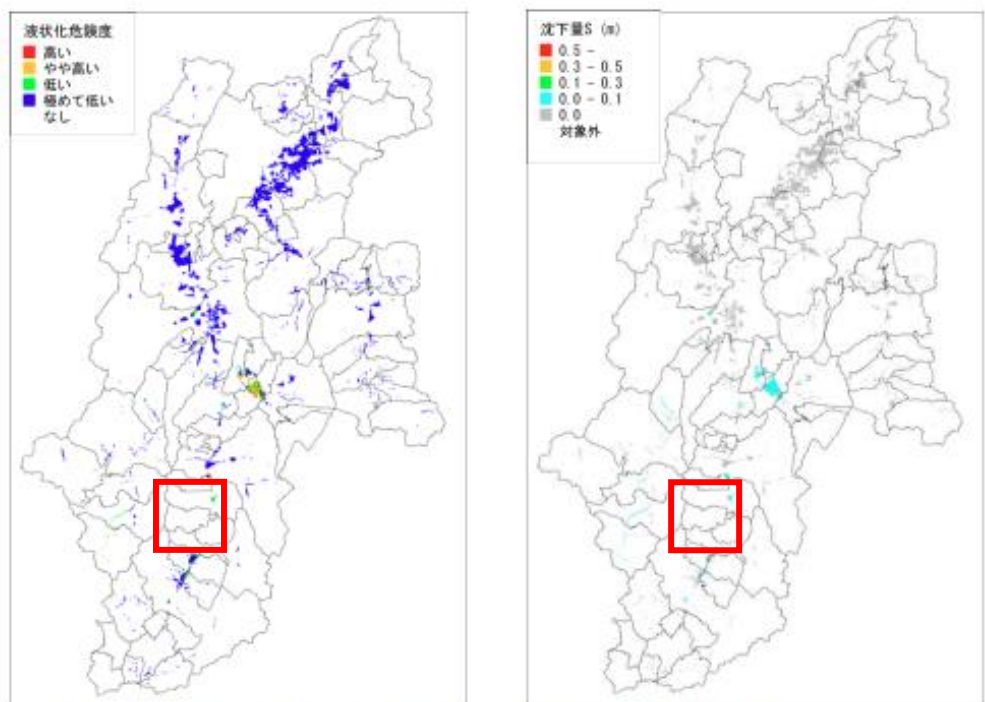


図 3.3-11 伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース 3）の液状化危険度（左）・沈下量（右）

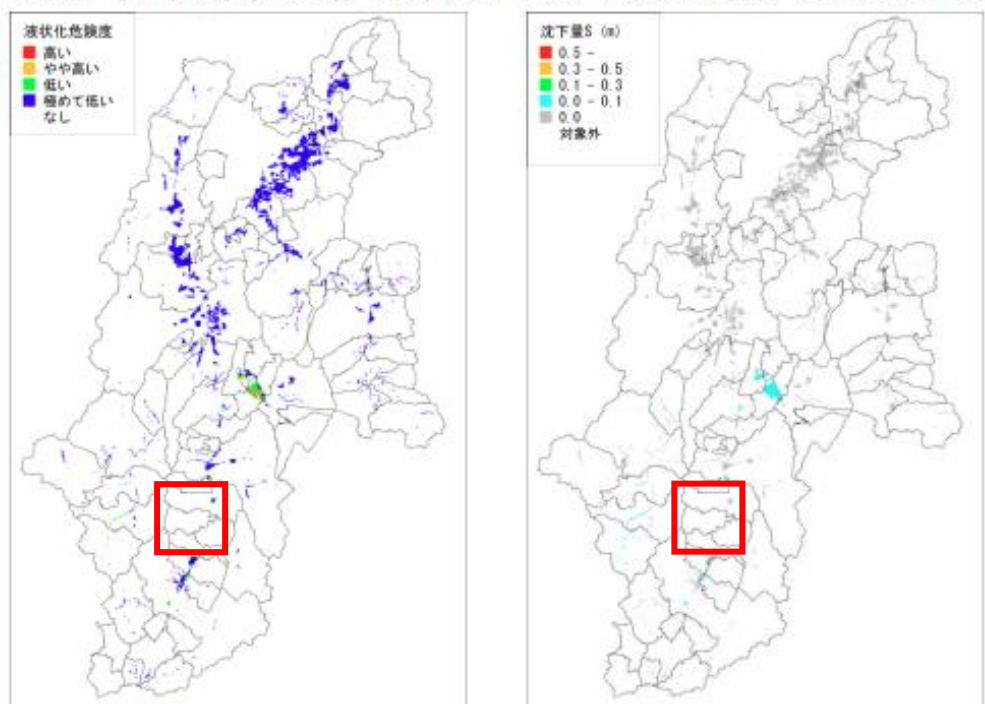


図 3.3-12 伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース 4）の液状化危険度（左）・沈下量（右）

（出典：長野県「第 3 次長野県地震被害想定調査報告書 p.160（平成 27 年 3 月）」）

図 液状化危険度及び沈下量の分布図（伊那谷断層帯（主部）の地震 ケース 3、ケース 4）

○ 南海トラフの巨大地震（基本ケース）

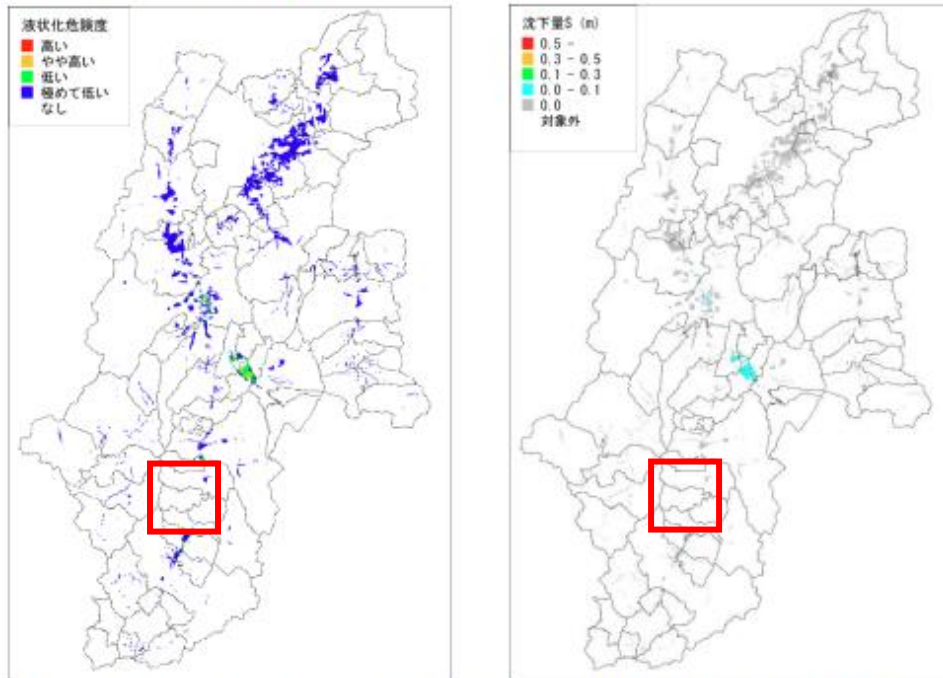


図 3.3-22 南海トラフの巨大地震（基本ケース）の液状化危険度（左）・沈下量（右）

○ 南海トラフの巨大地震（陸側ケース）

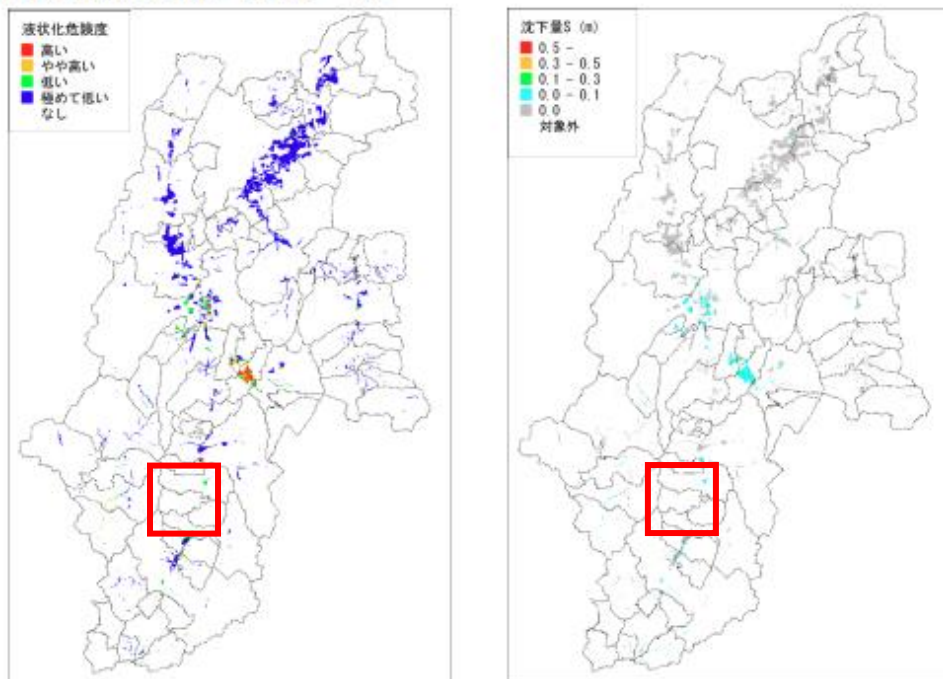


図 3.3-23 南海トラフの巨大地震（陸側ケース）の液状化危険度（左）・沈下量（右）分布

（出典：長野県「第3次長野県地震被害想定調査報告書 p.166（平成27年3月）」）

図 液状化危険度及び沈下量の分布図（南海トラフの巨大地震 基本ケース、陸側ケース）

＜参考③＞ 過去の液状化履歴

第3次長野県地震被害想定調査報告書（平成27年3月、長野県）より、飯島町においては過去に液状化の履歴は見られない。

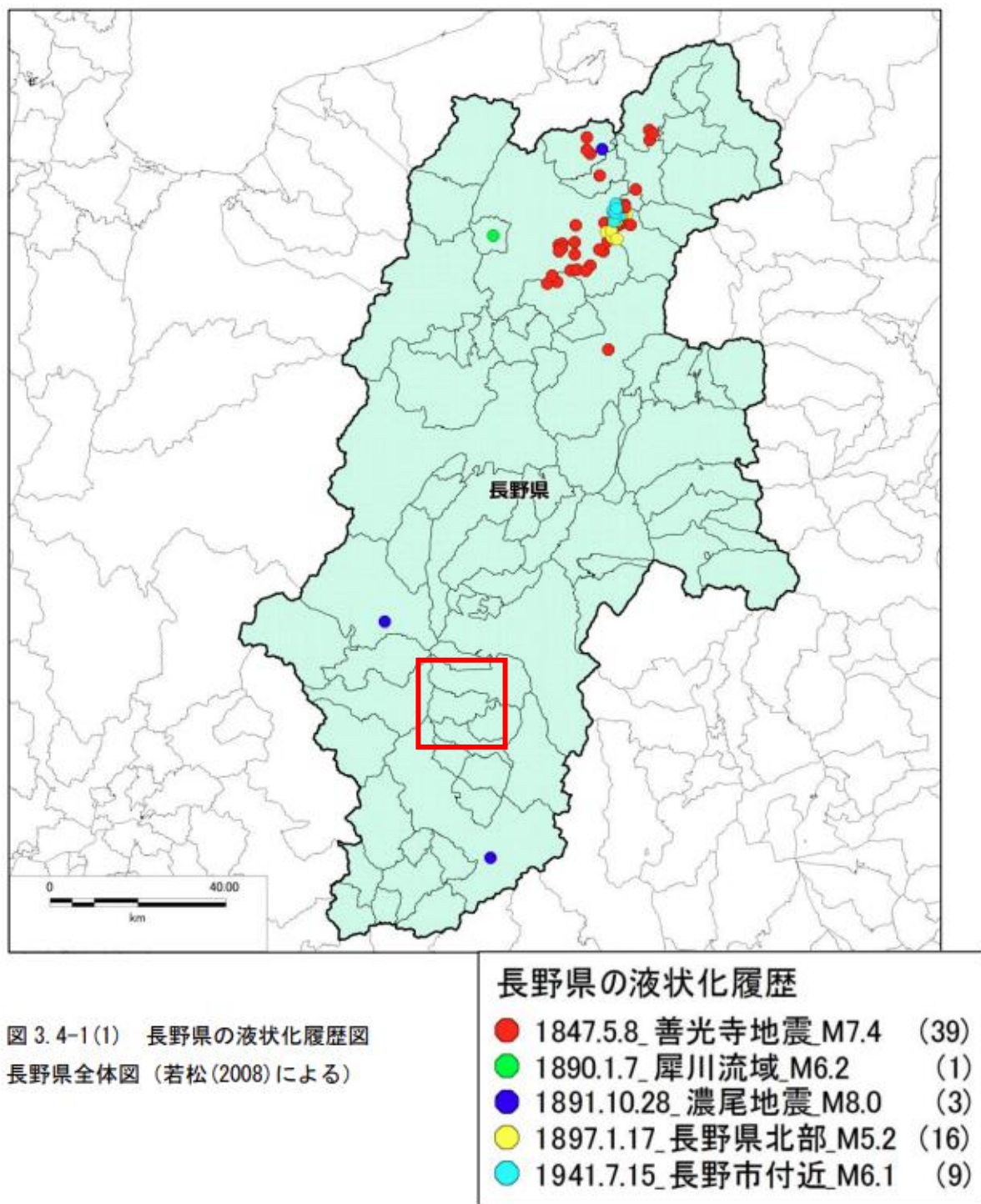


図 3.4-1(1) 長野県の液状化履歴図
長野県全体図（若松(2008)による）

（出典：長野県「第3次長野県地震被害想定調査報告書 p.167（平成27年3月）」）

図 過去の液状化履歴図

6-2-2 都市の情報

災害ハザード情報に重ね合わせる都市の情報は下表の項目とした。

表 災害ハザード情報に重ね合わせる都市の情報

都市の情報	資料等
都市機能誘導区域（案）	—
居住誘導区域（案）	—
建物分布（建物階数）	令和２年度飯島町都市計画基礎調査
避難施設	飯島町地域防災計画（平成３０年３月改定） 飯島町総合ハザードマップ（令和３年１０月）
要配慮者施設※１	—
緊急輸送路	長野県地域防災計画（令和６年３月修正） 国土数値情報：緊急輸送道路データ（H27 時点） 飯島町地域防災計画（平成３０年３月改定）
人口分布（総人口）	令和２年度国勢調査（250m メッシュ）
高齢者割合（老年人口（65 歳以上）割合）	令和２年度国勢調査（250m メッシュ）

※１ 要配慮者施設 … 「誘導施設となりうる施設」に示す介護福祉機能、子育て機能、医療機能、教育・文化機能のうち、下記に該当する施設

介護福祉機能：乳幼児・高齢者・障がい者（障がい児を含む）が入所・入居または通所し、生活及び就労等を行う施設（ただし、福祉サービスの利用に係る相談・手続き、訪問介護・看護、居宅介護支援のみを行う施設は除く）

子育て機能：幼児・児童の生活及び活動の場となる施設

教育・文化機能：児童・生徒の生活及び活動の場となる施設

医療機能：入院を要する人の療養が想定される有床の病院及び診療所

表 要配慮者施設

機能分類	要配慮者施設
介護福祉機能	高齢者福祉施設 （通所系施設、小規模多機能型施設、入所系施設 等） 障がい者福祉施設 （障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設、地域活動支援センター 等）
子育て機能	幼稚園、認定こども園、保育所（保育園）、認可外保育施設、学童クラブ 等
教育・文化機能	小学校、中学校、高等学校、大学 等
医療機能	病院・診療所（有床）

6-2-3 災害リスクの分析

災害リスクの分析は、近年頻繁・激甚化の傾向にある「洪水」「土砂災害」「地震」を対象とし、下表の視点に基づき行った。洪水については、甚大な被害が想定される想定最大規模（L2）を基本とした。災害ハザードと都市の情報を重ね合わせた分析の結果及びその図は次ページ以降に示した。

表 重ね合わせ分析の視点

災害ハザード		都市の情報	分析の視点	図面番号
洪水	浸水深 （想定最大規模 L2）	都市機能誘導区域（案） 居住誘導区域（案）	洪水被害を受けるおそれのある地域を確認	①
		建物分布（建物階数）	垂直避難※ ¹ が困難な建物の分布を確認	②
		避難施設	浸水発生時に避難施設が活用できるかを確認	③
		要配慮者施設	浸水発生時に施設が継続利用できるか、要配慮者・病人の生命維持に危険がないかを確認	④
		緊急輸送路	浸水発生時に避難路として活用可能かを確認	⑤
		人口分布（総人口）	洪水被害を受けるおそれのある地域における人口分布を確認	⑥
		高齢者割合	洪水被害を受けるおそれのある地域における高齢者割合を確認	⑦
	浸水継続時間	避難施設	洪水発生時に避難場所が確保されているか、使用可能かを確認	⑧
		要配慮者施設	浸水発生時に施設が継続利用できるか、要配慮者・病人の生命維持に危険がないかを確認	⑨
		人口分布（総人口）	洪水被害を受けるおそれのある地域における人口分布を確認	⑩
		高齢者割合	洪水被害を受けるおそれのある地域における高齢者割合を確認	⑪
	家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）	建物分布（建物階数）	家屋が倒壊するおそれのある地域を確認	⑫
	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	木造建築物分布	木造建築物が倒壊するおそれのある地域を確認	⑬
土砂災害	土砂災害特別警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害警戒区域 山腹崩壊危険地区	都市機能誘導区域（案） 居住誘導区域（案）	土砂災害の被害を受けるおそれのある地域を確認	⑭
		建物分布（建物階数）	土砂災害の被害を受けるおそれのある建物の分布を確認	⑮
		避難施設	土砂災害発生時に避難施設が活用できるかを確認	⑯
		要配慮者施設	土砂災害発生時に施設が継続利用できるか、要配慮者・病人の生命維持に危険がないかを確認	⑰
		緊急輸送路	土砂災害発生時に避難路として活用可能かを確認	⑱
		人口分布（総人口）	土砂災害を受けるおそれのある地域における人口分布を確認	⑲
		高齢者割合	土砂災害を受けるおそれのある地域における高齢者割合を確認	⑳
地震	大規模盛土造成地	建物分布（建物階数）	盛土造成地の滑動や滑落の危険のある地域における建物分布を確認	㉑
		人口分布（総人口）	盛土造成地の滑動や滑落の危険のある地域における人口分布を確認	㉒

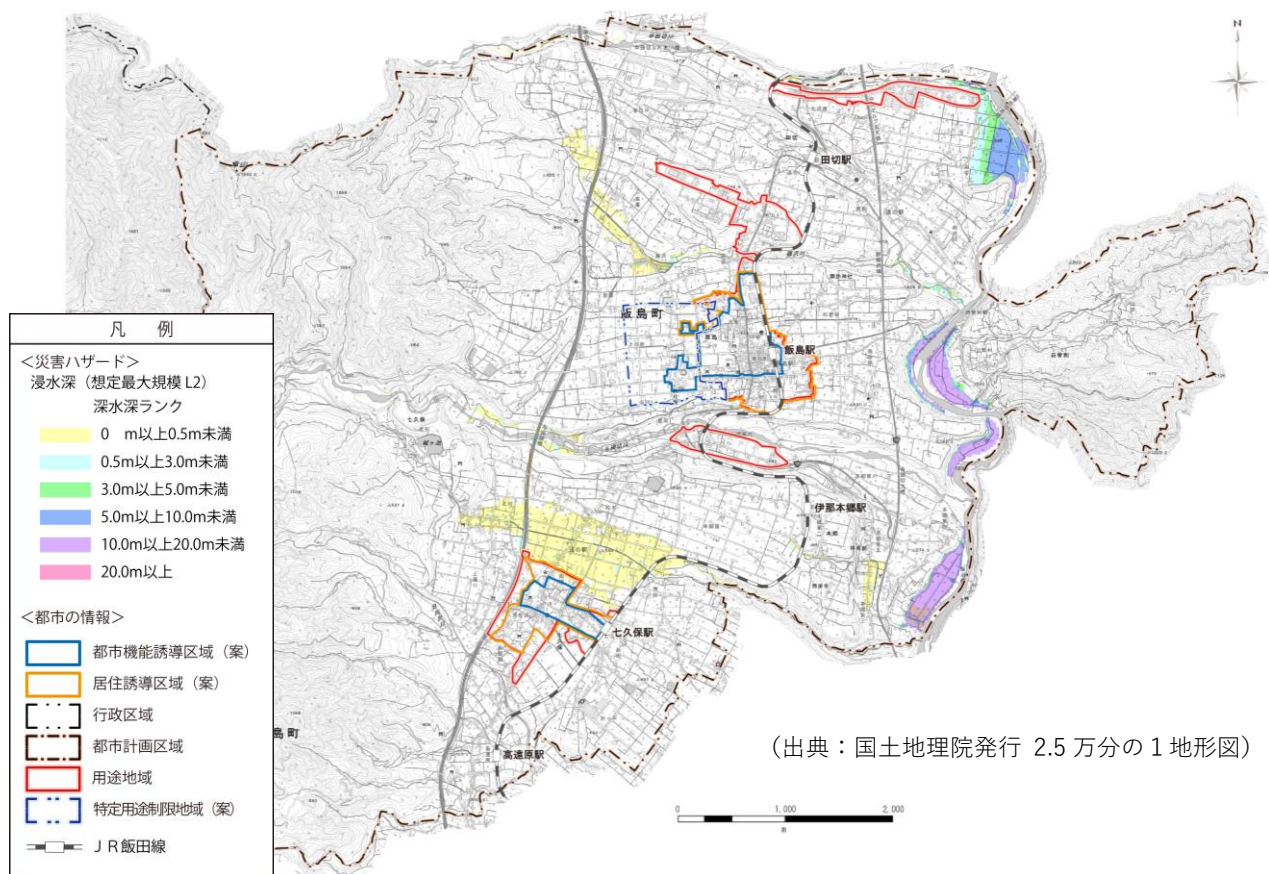
※1 垂直避難 … 屋外へ出ることや避難所まで向かうことが危険な状態の場合などにおいて、建物屋内の 2 階以上の安全を確保できる高さに移動すること。

表 重ね合わせ分析の結果 (1/2)

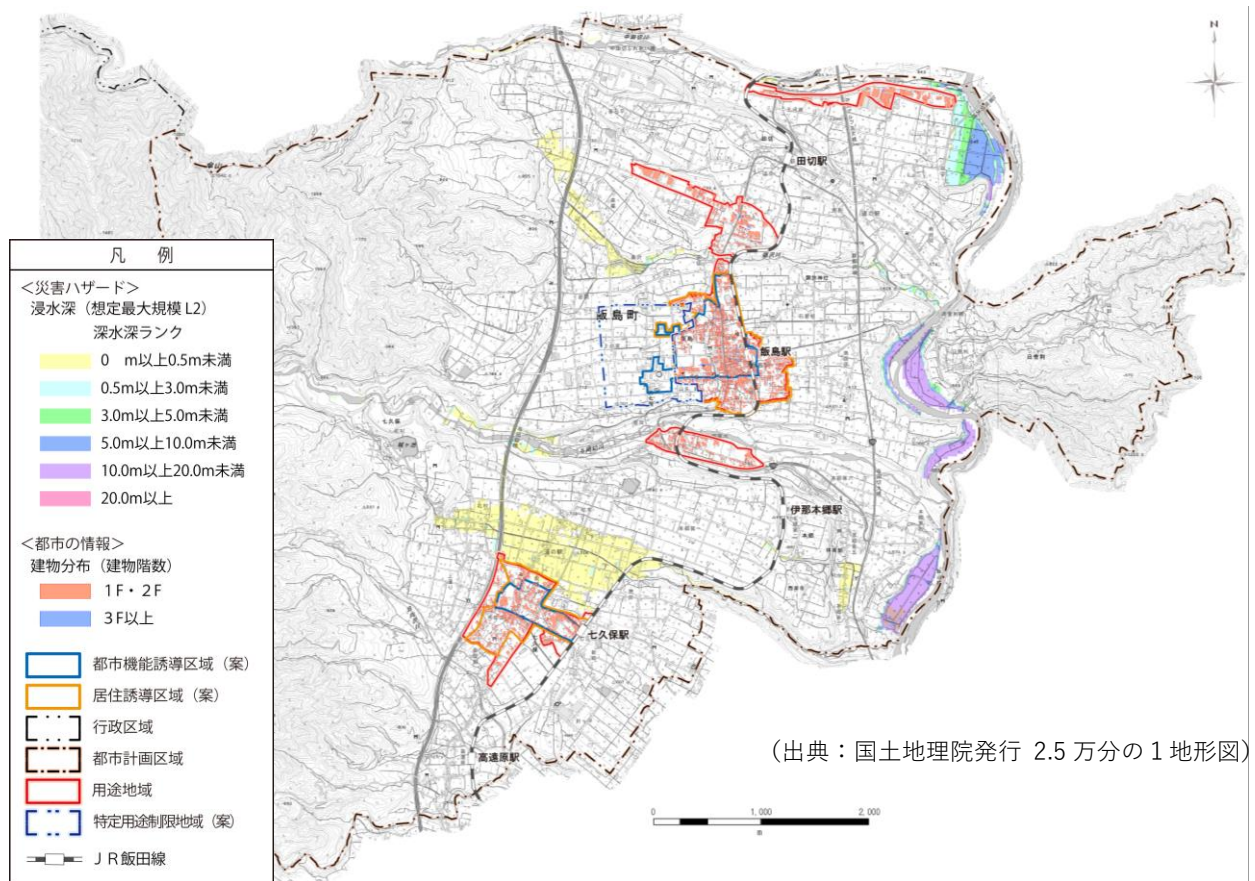
災害	課 題	図面 番号
■居住誘導区域（案）及び都市機能誘導区域（案）内		
洪水	・飯島地区において、浸水が想定されている箇所は見られない。 ・七久保地区においては、居住誘導区域の北側（子生沢川沿い）に浸水深 0.5m 未満の箇所が見られるが、2 階以上への垂直避難が困難となる浸水深 3.0m 以上となる箇所は見られない。	①
	・飯島地区及び七久保地区において、洪水発生時に使用ができなくなるおそれのある避難施設は存在しない。	③
	・飯島地区及び七久保地区において、洪水発生時に利用ができなくなるおそれのある要配慮者施設は存在しない。	④
	・飯島地区及び七久保地区において、浸水継続時間が長時間に渡ると想定される箇所は見られない。	⑧
	・飯島地区及び七久保地区において、洪水発生時に家屋倒壊等が想定されている箇所は見られない。	⑫ ⑬
土砂災害	・飯島地区及び七久保地区において、土砂災害のおそれのある箇所は見られない。	⑭
	・飯島地区及び七久保地区において、土砂災害発生時に使用ができなくなるおそれのある避難施設は存在しない。	⑯
	・飯島地区及び七久保地区において、土砂災害発生時に利用ができなくなるおそれのある要配慮者施設は存在しない。	⑰
地震	・飯島地区及び七久保地区において、大規模盛土造成地は存在しない。	⑳ ㉑
■居住誘導区域（案）及び都市機能誘導区域（案）外（都市計画区域内）		
洪水	・子生沢川沿いや郷沢川沿いには広範囲に浸水深 0.5m 未満の箇所が存在する。 ・天竜川沿いには 2 階以上への垂直避難が困難になる浸水深 3.0m 以上となる箇所が存在する。	①
	・子生沢川沿いや郷沢川沿い等の浸水深 0.5m 未満の箇所に避難施設が 5 か所存在している（町内に洪水を対象としていない避難施設はなし）。 ・天竜川沿いの浸水継続時間が長時間に渡ると想定されている箇所に避難施設は存在しない。	③ ⑧
	・洪水発生時に利用ができなくなるおそれのある要配慮者施設は存在しない。 ・天竜川沿いの浸水継続時間が長時間に渡ると想定されている箇所に要配慮者施設は存在しない。	④ ⑨
	・子生沢川沿いや郷沢川沿い等の浸水深 0.5m 未満の箇所を通過する緊急輸送路（一般県道 千人塚公園線、町道 広域 2 号線、町道 秋葉線、町道 本郷中央縦断線、町道 下街道線）が存在する。 ・浸水深さ 3.0m 以上の箇所を通過する緊急輸送路は存在しない。	⑤
	・町北部の天竜川沿いの浸水深 3.0m 以上の箇所に 250m メッシュあたり 20 以上の人口分布が見られる。	⑥ ⑩

表 重ね合わせ分析の結果 (2/2)

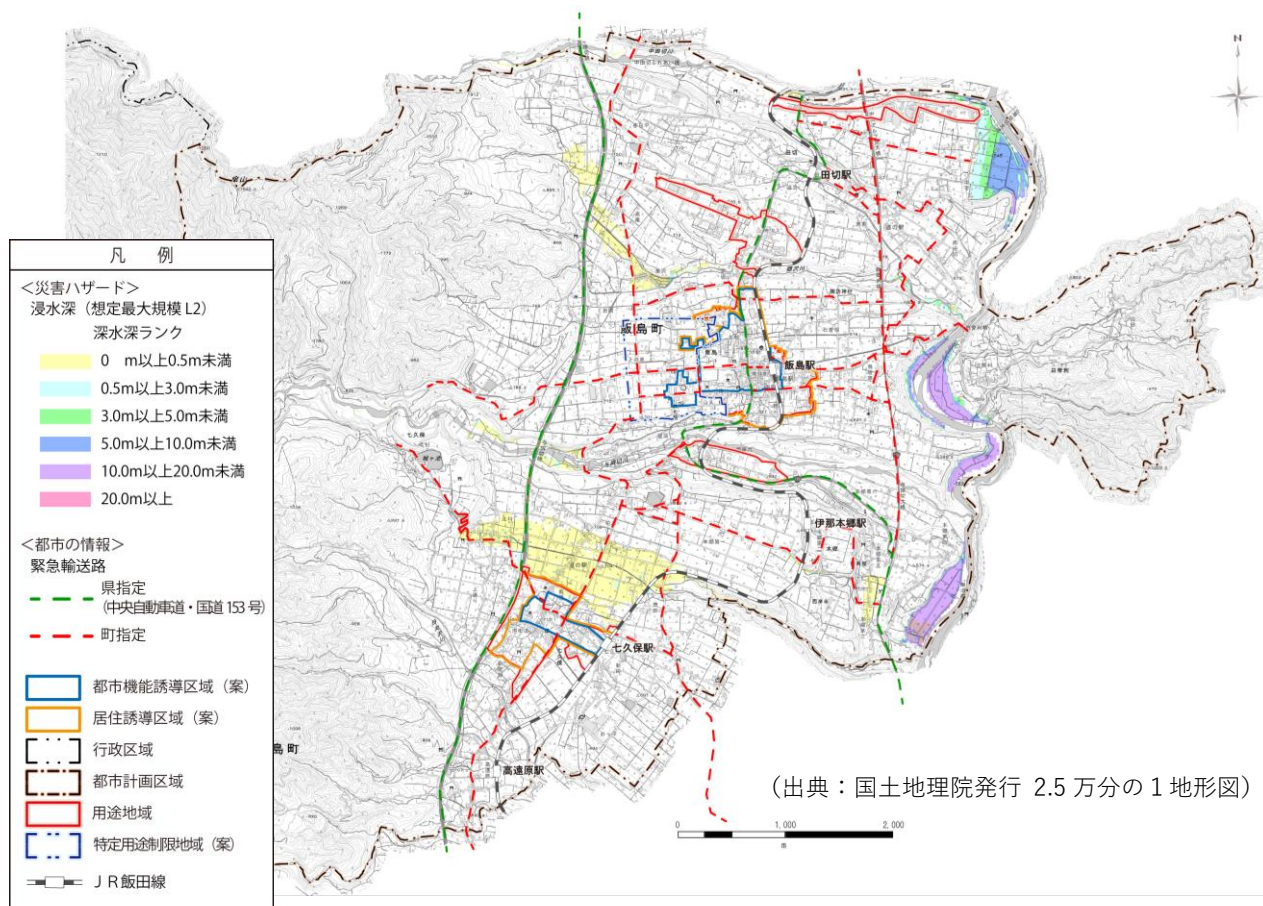
災害	課 題	図面 番号
■居住誘導区域（案）及び都市機能誘導区域（案）外（都市計画区域内）		
洪水	・ 郷沢川沿いや子生沢川沿いの浸水深 0.5m 未満の箇所に、250mメッシュあたり 40 人以上の人口分布が見られる箇所がある。	⑥
	・ 天竜川沿いの浸水継続時間が長時間に渡ると想定されている箇所に、250m メッシュあたり 40 人未満の人口分布が見られる箇所がある。	⑩
	・ 郷沢川沿いや子生沢川沿いの浸水深 0.5m 未満の箇所の大部分で高齢者割合が 20%以上であり、40%以上の箇所も見られる。 ・ 天竜川沿いの浸水深 3.0m以上の箇所に高齢者割合が 40%以上の箇所が存在する（本郷第四地区周辺・日曾利地区など）。 ・ 天竜川沿いの 72 時間以上の浸水継続が想定されている箇所に高齢者割合が 40%以上の箇所が存在する（本郷第四地区周辺など）。	⑦ ⑪
	・ 町北部の天竜川沿いの用途地域（工業地域）の一部が家屋倒壊氾濫想定区域（河岸浸食）に含まれ、2 階以下の建物分布が見られる。	⑫
土砂災害	・ 用途地域内に土砂災害が想定されている箇所が一部存在する。	⑭
	・ 用途地域内の土砂災害警戒区域において、2 階以下の建物が分布している箇所が見られる。	⑮
	・ 土砂災害警戒区域内に設置されている避難施設が 2 か所（本三集会所・本五集会所）存在している（町内に土砂災害を対象としていない避難施設は、田切公民館・田切体育館・本三集会所・本五集会所の 4 か所存在する）。	⑯
	・ 山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）内に高齢者福祉施設（入居系施設）が 1 か所存在する。	⑰
	・ 土砂災害特別警戒区域を含む、土砂災害のおそれのある箇所を通過する緊急輸送路（中央自動車道、国道 153 号、主要地方道 飯島飯田線、一般県道 千人塚公園線、一般県道 飯島（停）日曾利線、町道 広域 2 号線、町道 本郷中央縦断線、町道 下街道線）が存在する。	⑱
	・ 土砂災害のおそれのある地域内に 250mメッシュあたり 40 人以上の人口分布が見られる箇所があり、60 人以上の高密度の人口分布となっている箇所もある（本郷公民館周辺・豊岡集会所周辺など）。	⑲
地震	・ 土砂災害のおそれのある地域内において、高齢者割合が 40%以上の地域が多数存在し、60%以上となっている箇所も見られる（本郷公民館周辺・豊岡集会所周辺・春日平周辺など）。	⑳
	・ 大規模盛土造成地において、250mメッシュあたり 20 人以上の人口分布は見られない（町内に地震を対象としていない避難施設は、南仲町公会所・美沢集会所・北梅戸集会所の 3 か所存在する）。 ・ 避難施設から 500m圏外となっている箇所かつ 250mメッシュあたりの高齢者割合が 40%以上の箇所が見られる（美沢集会所周辺・滝ヶ原堤周辺など）。	㉔



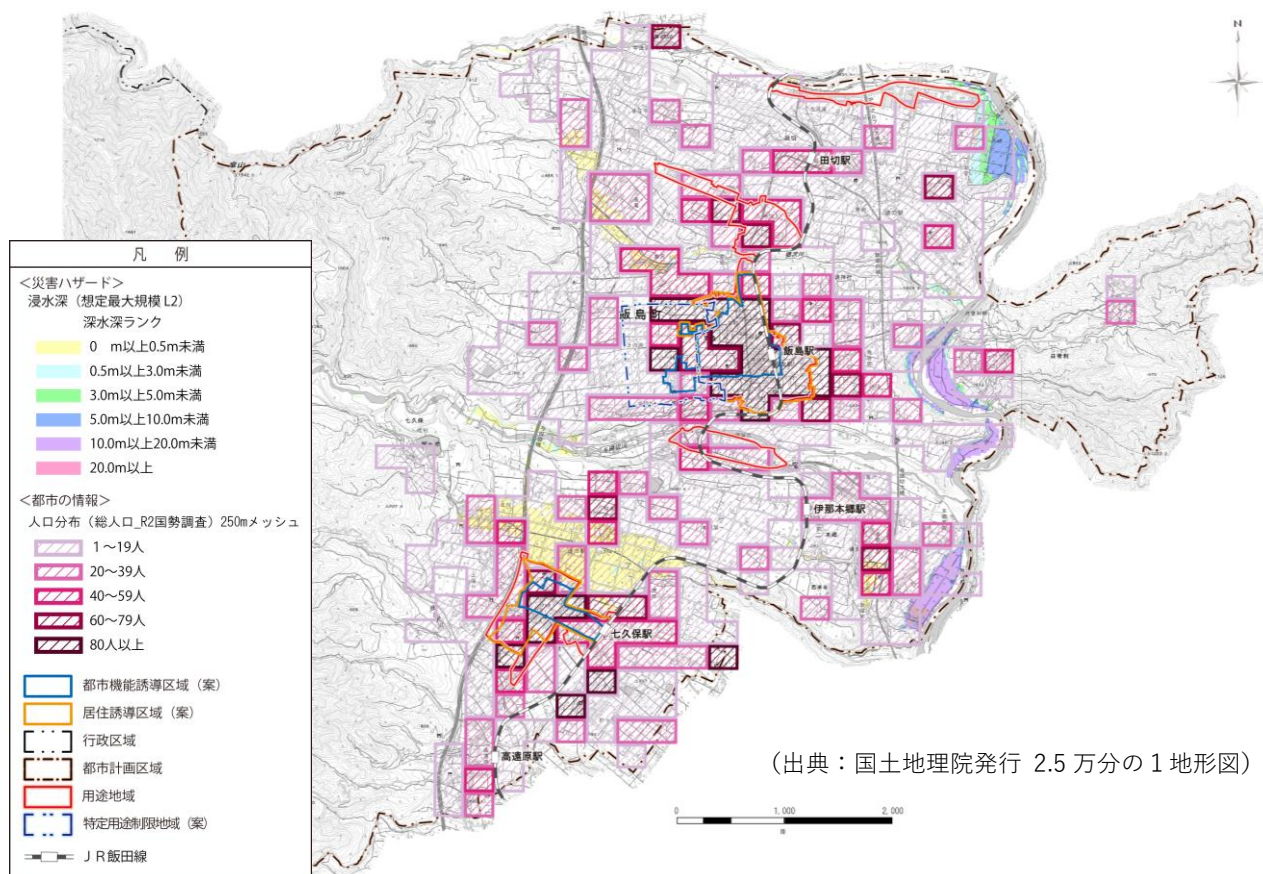
①浸水深（想定最大規模 L2）×誘導区域（案）



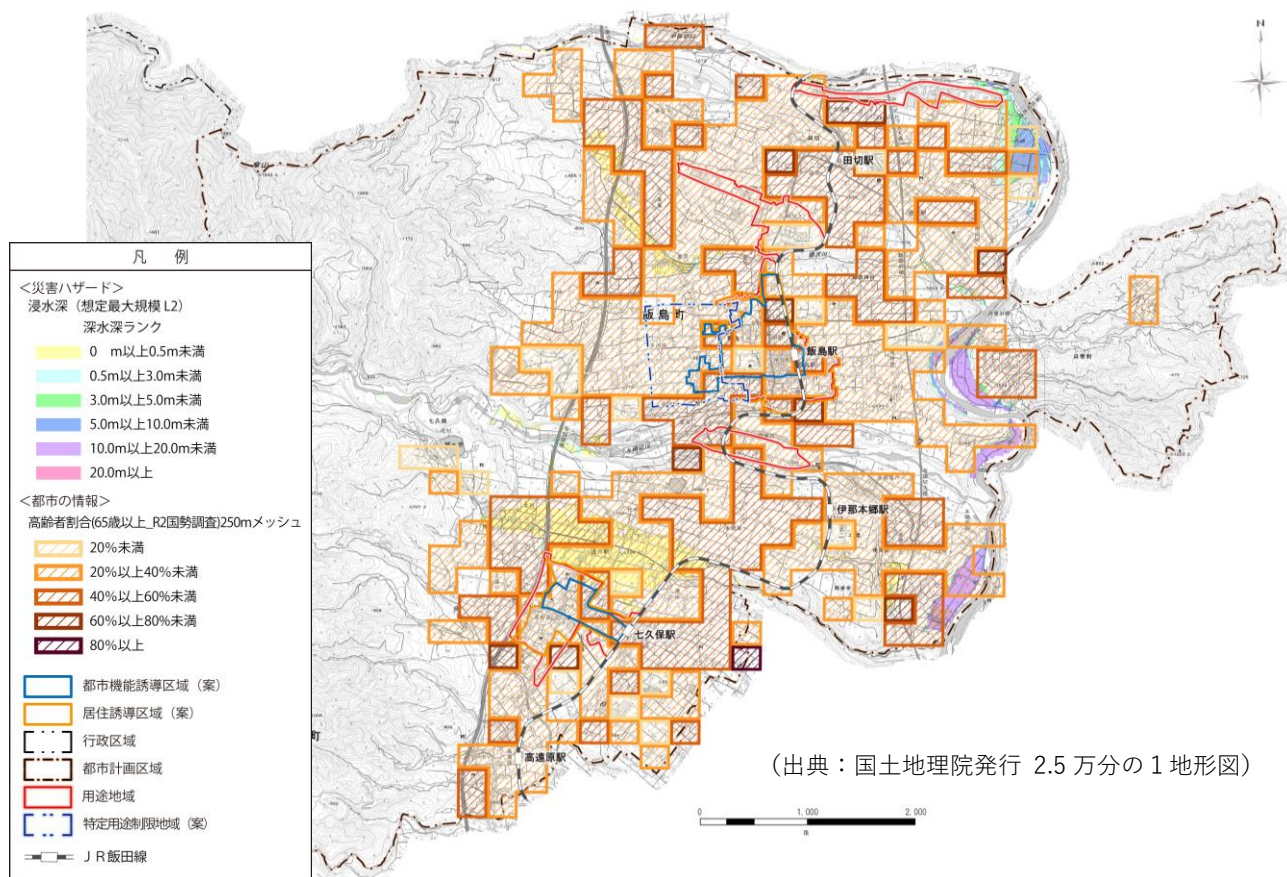
②浸水深（想定最大規模 L2）×建物分布（建物階数）



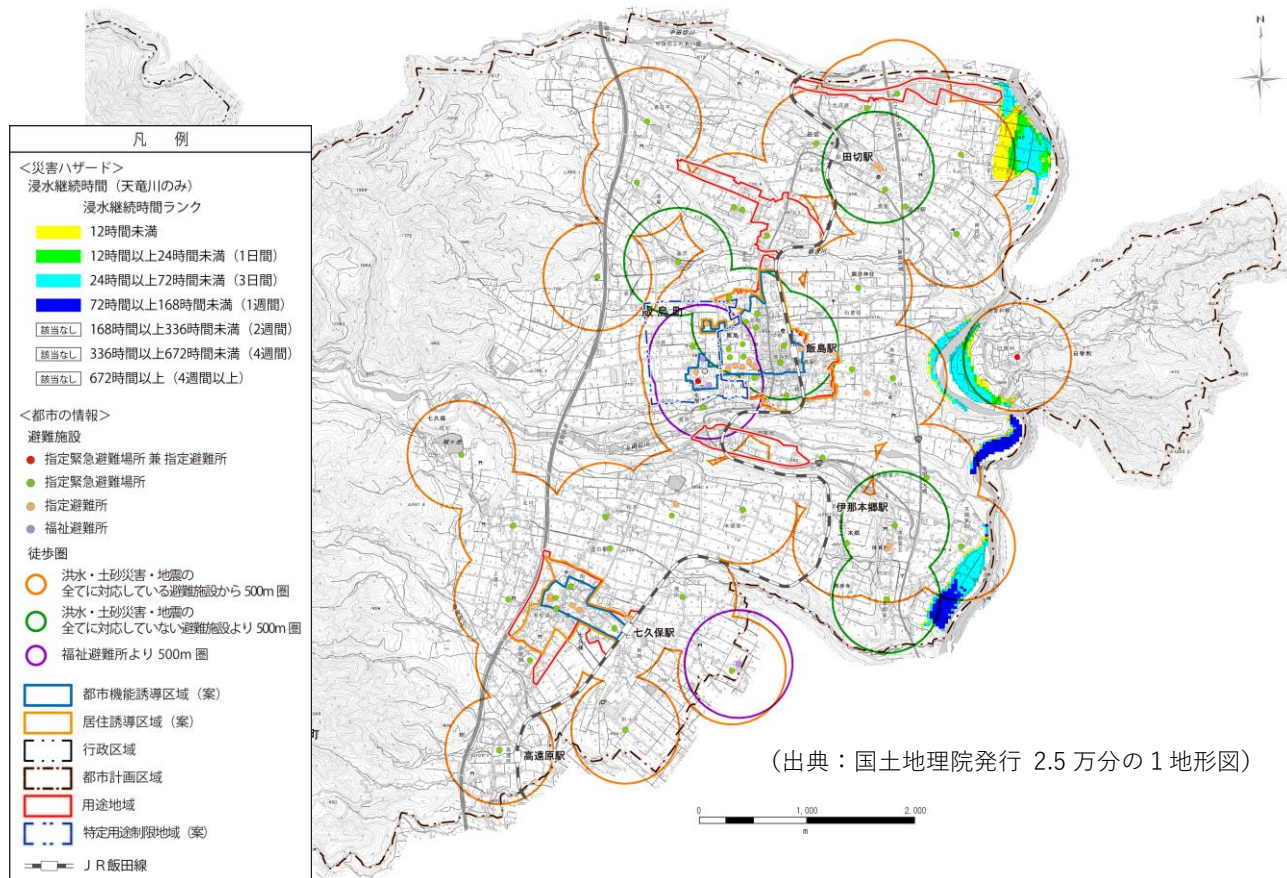
⑤浸水深（想定最大規模 L2）×緊急輸送路



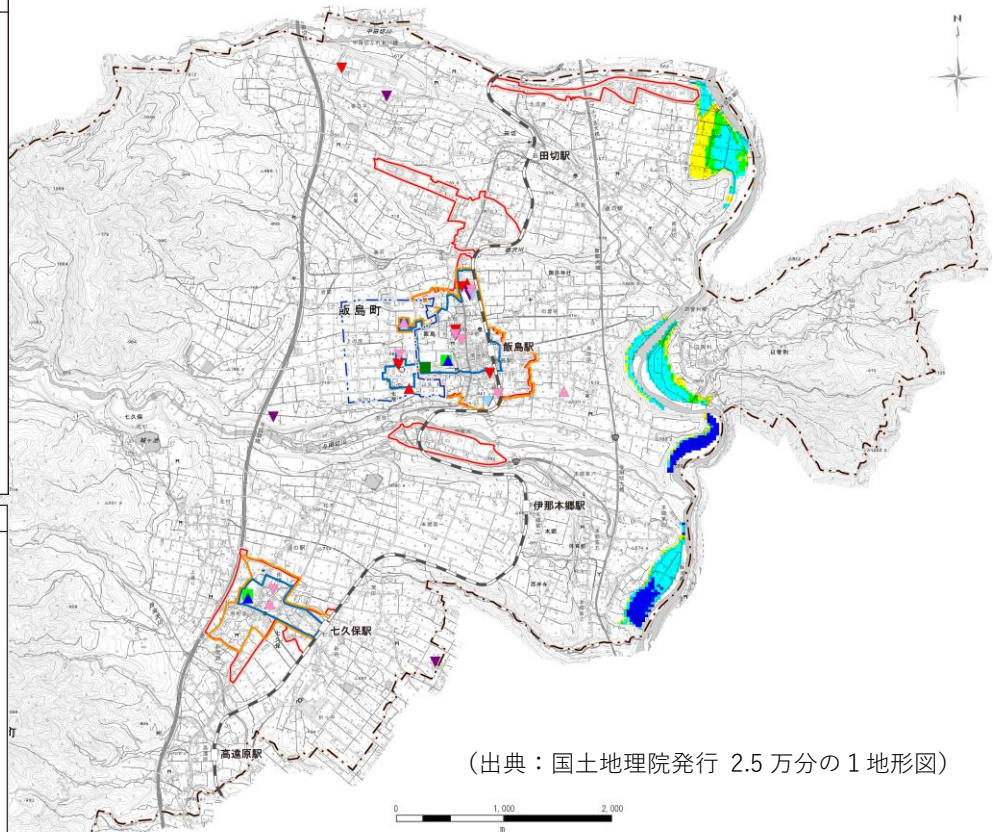
⑥浸水深（想定最大規模 L2）×人口分布（R2 総人口）



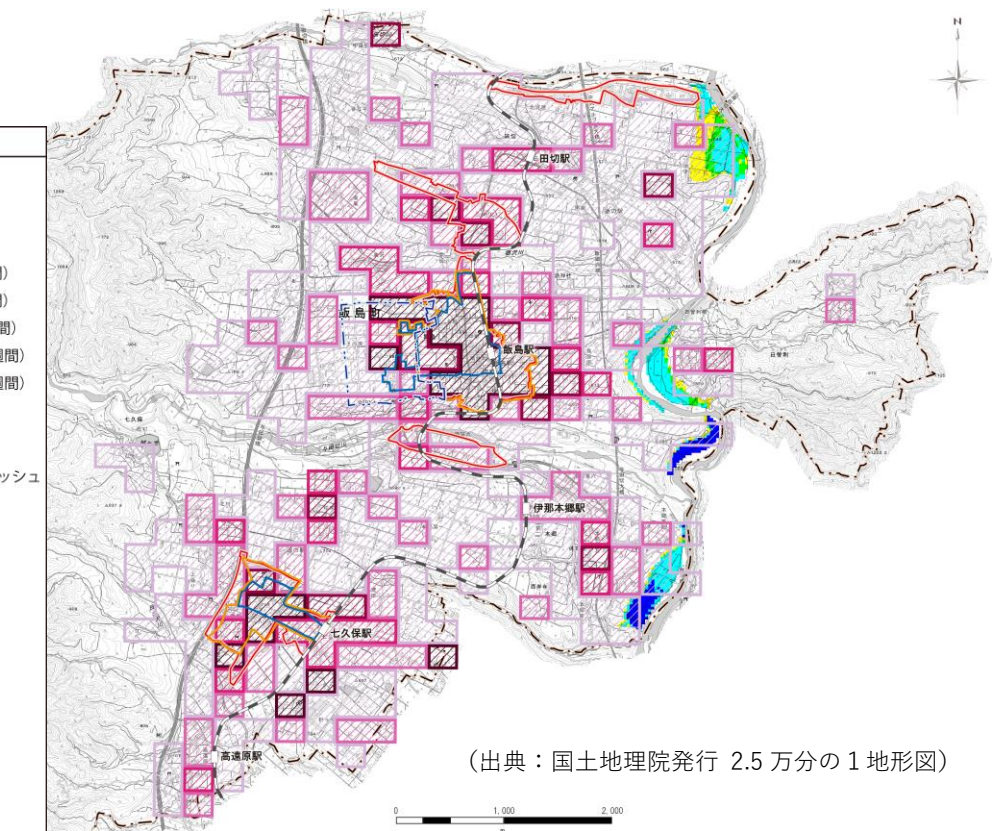
⑦浸水深（想定最大規模 L2）× 高齢者割合（R2 老年人口（65 歳以上）割合）



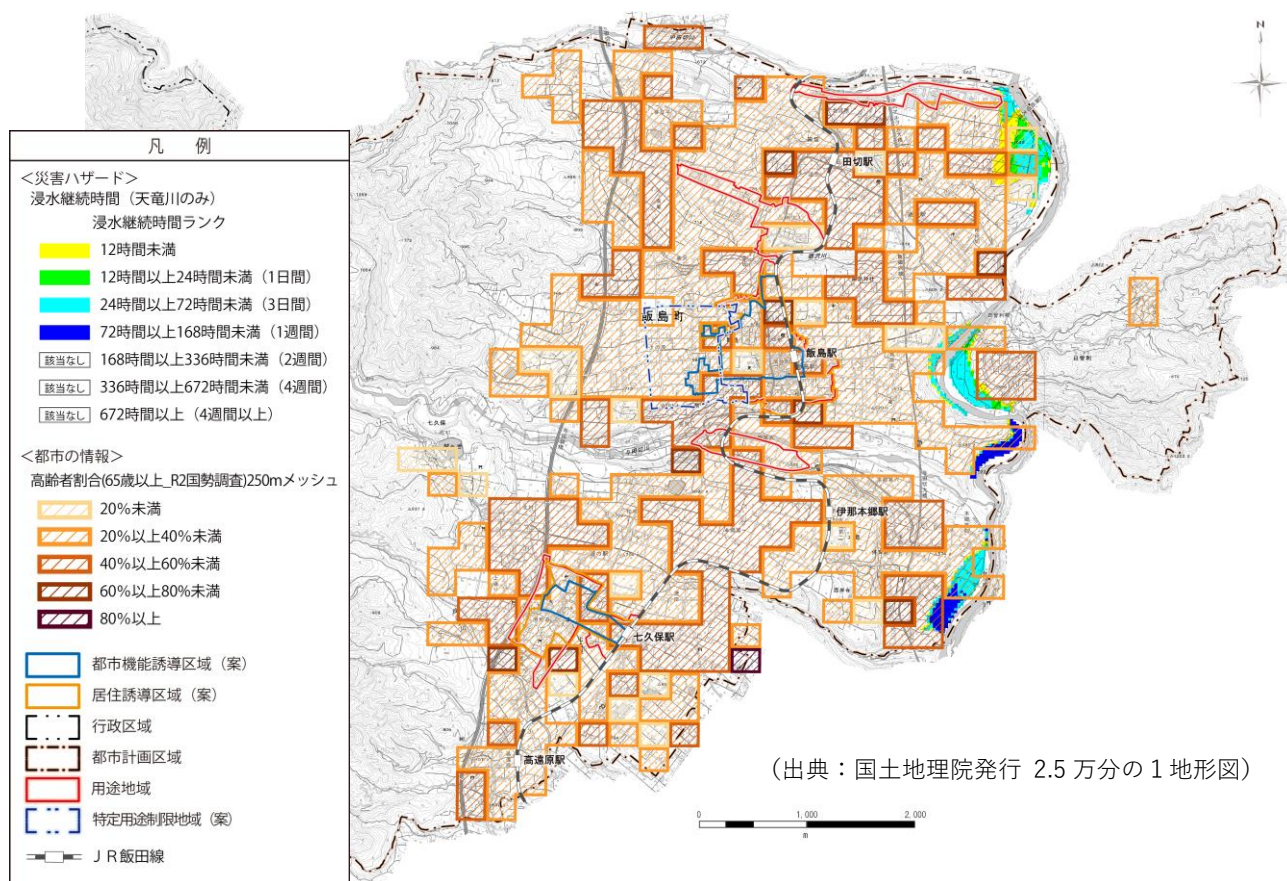
⑧浸水継続時間×避難施設



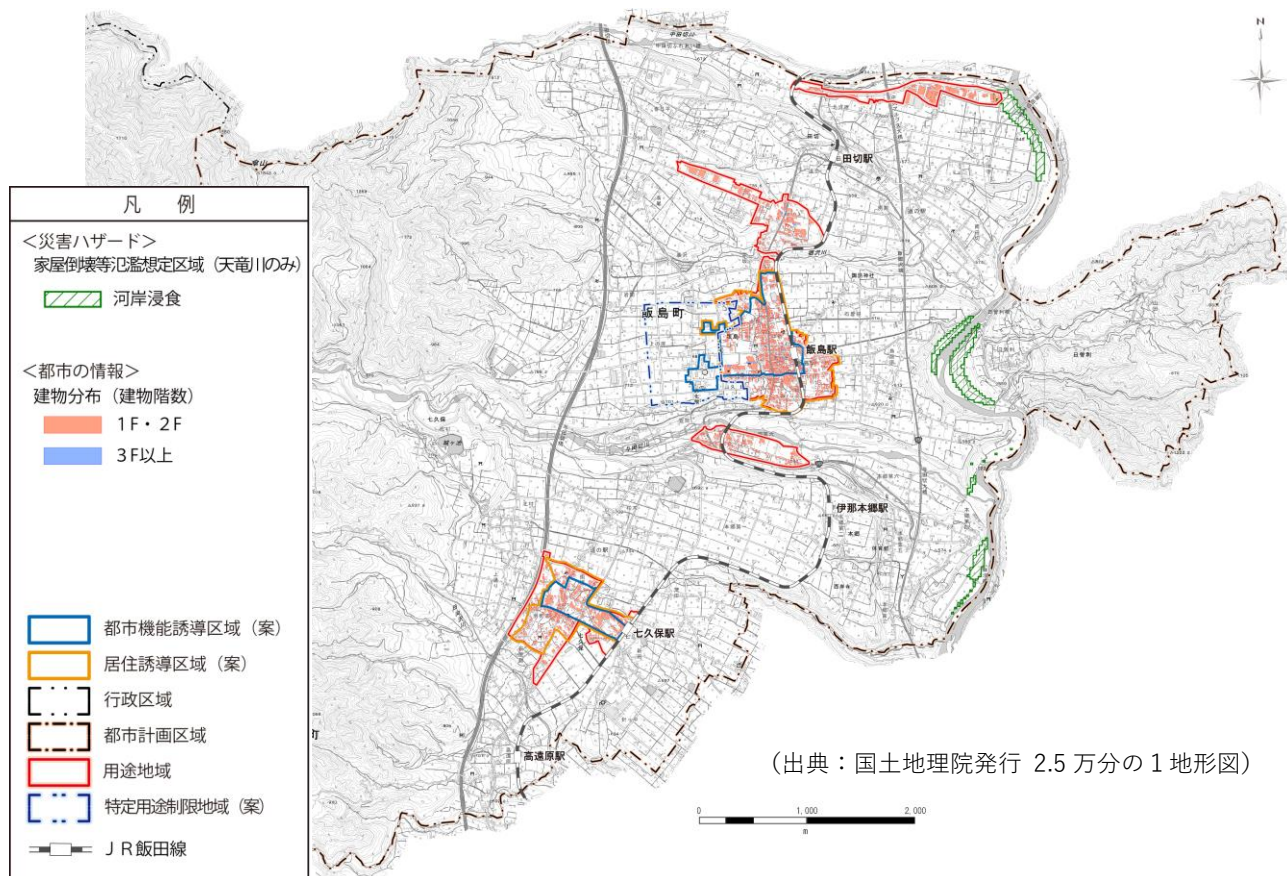
⑨浸水継続時間×要配慮者施設



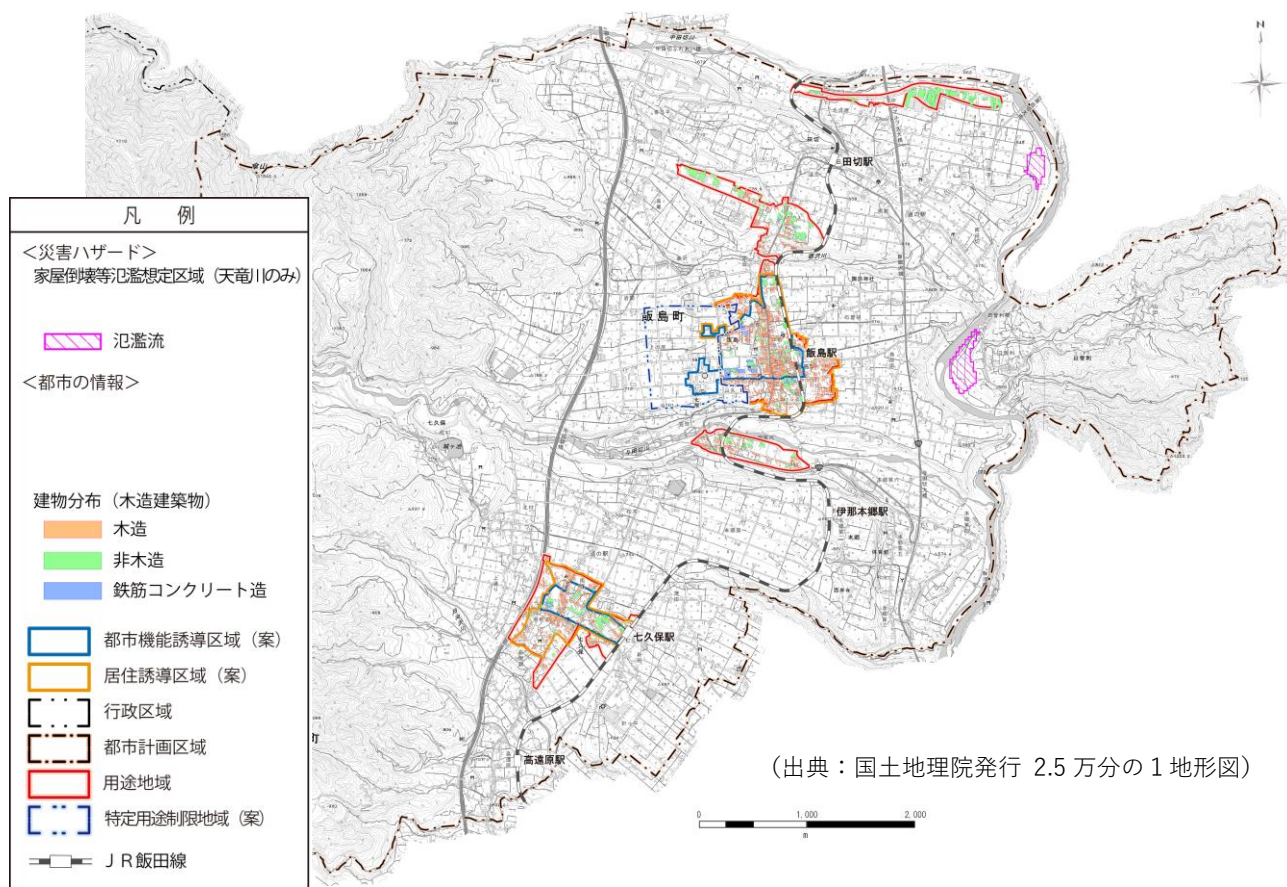
⑩浸水継続時間×人口分布（R2 総人口）



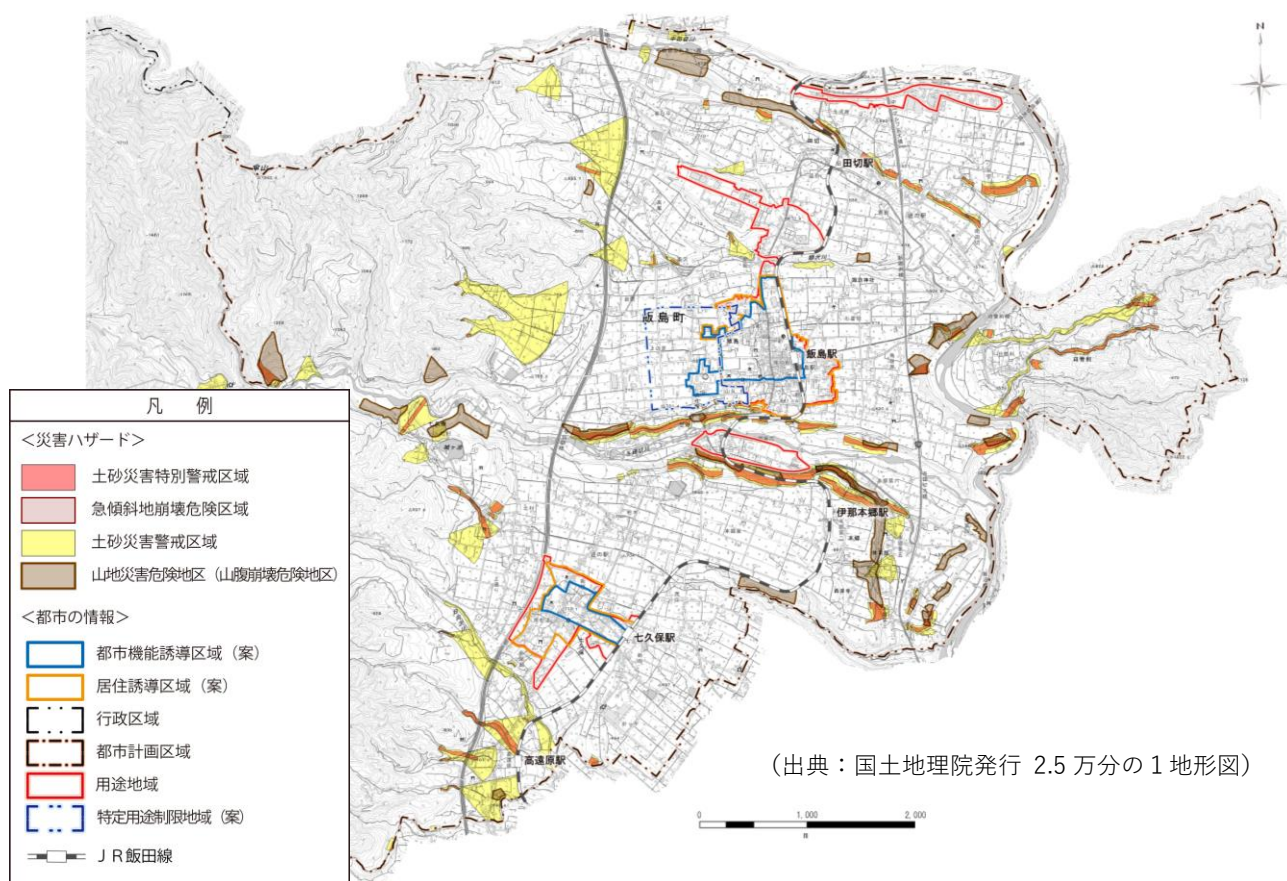
⑪浸水継続時間×高齢者割合（R2 老年人口（65 歳以上）割合）



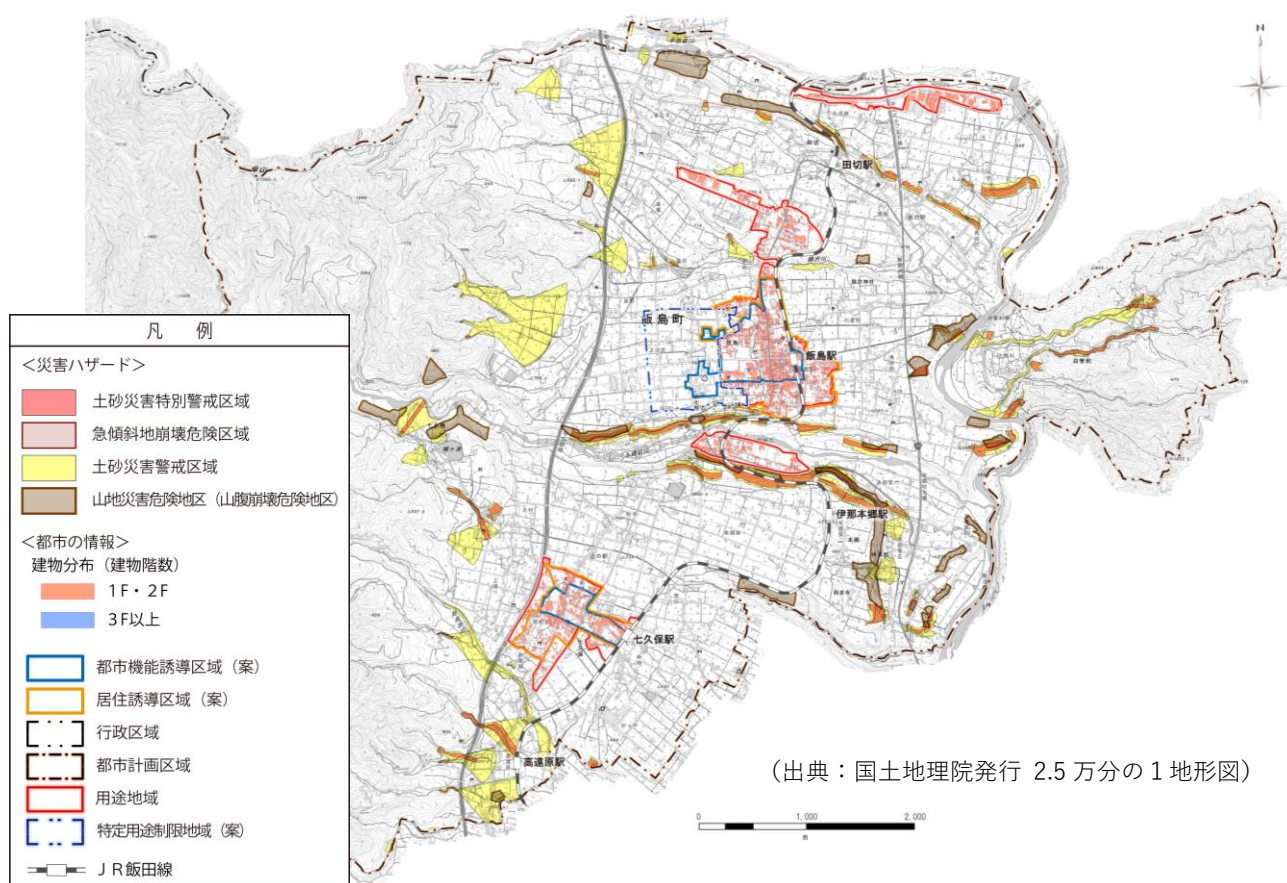
⑫家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）×建物分布（建物階数）



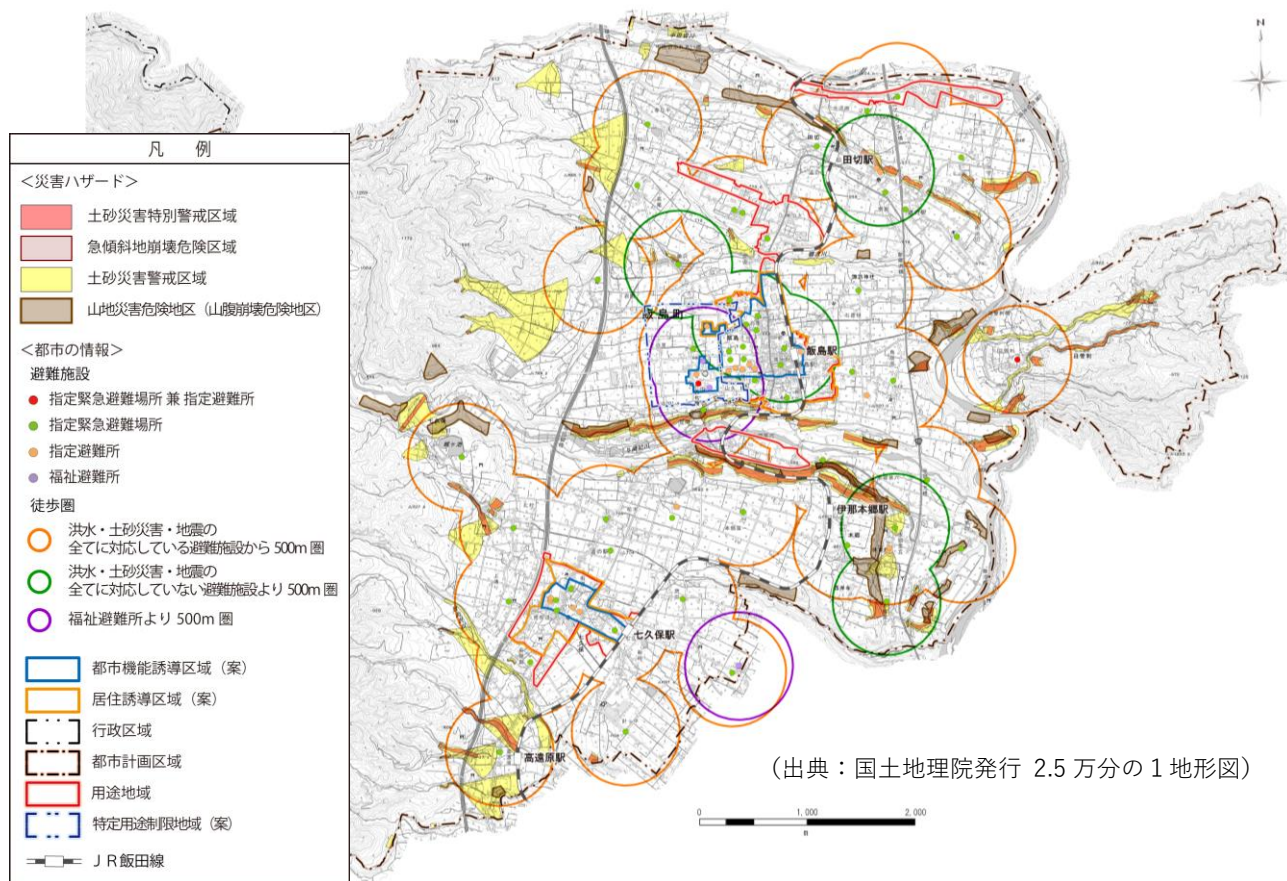
⑬家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）×木造建築物分布



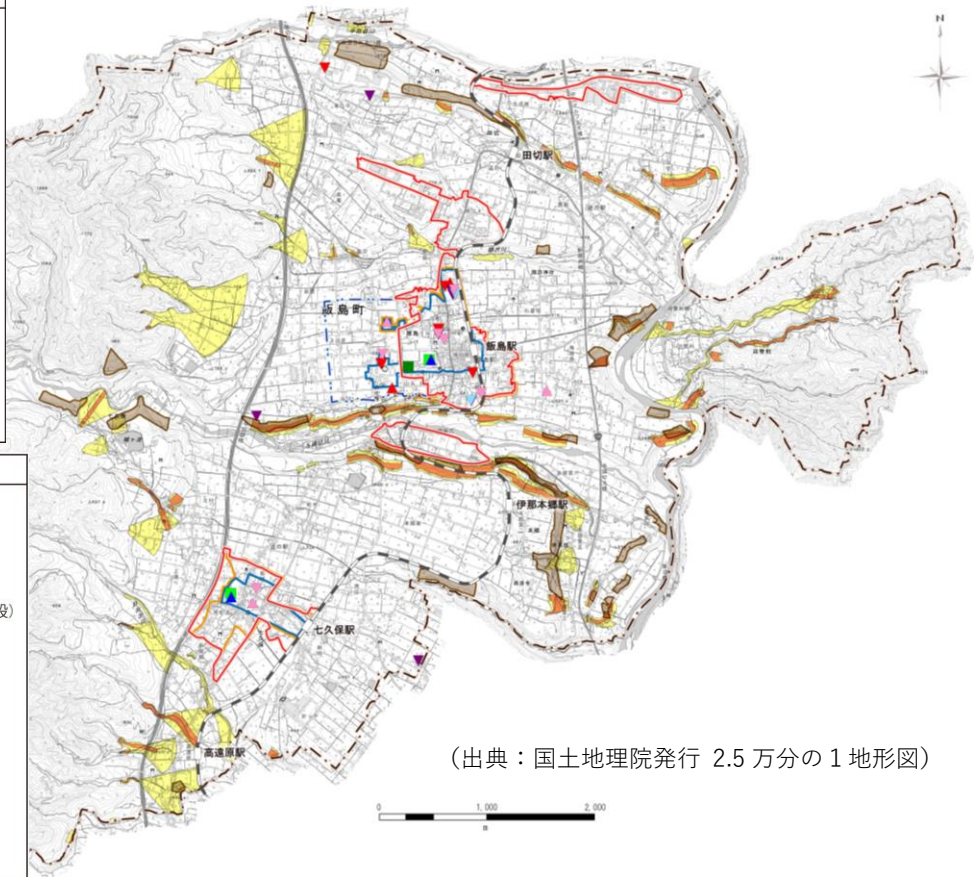
⑭土砂災害×誘導区域（案）



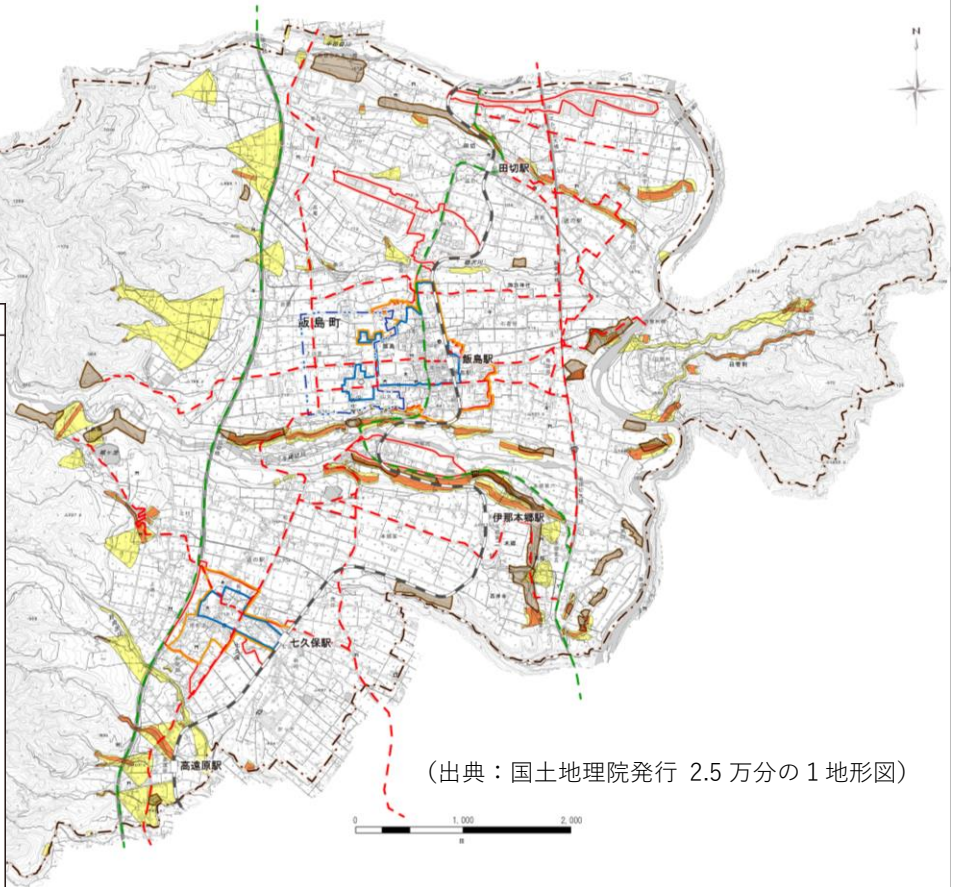
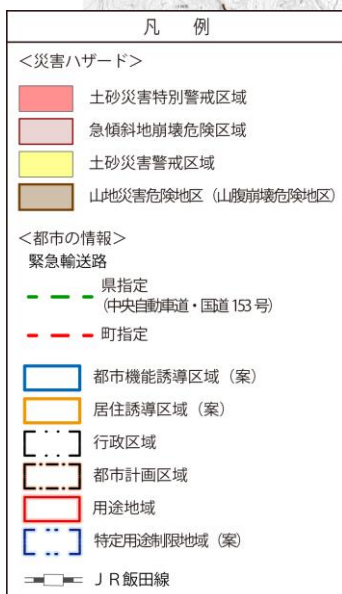
⑮土砂災害×建物分布（建物階数）



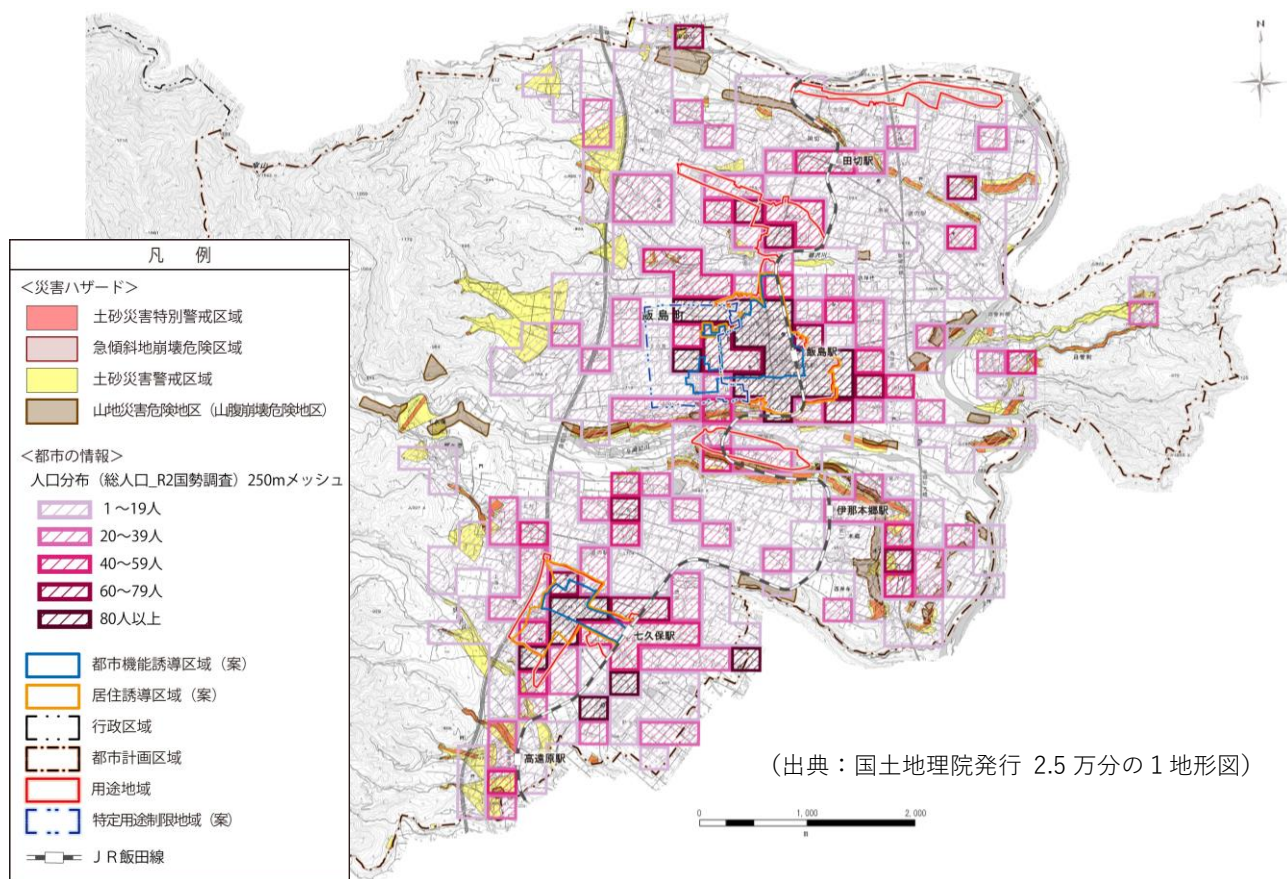
⑯土砂災害×避難施設



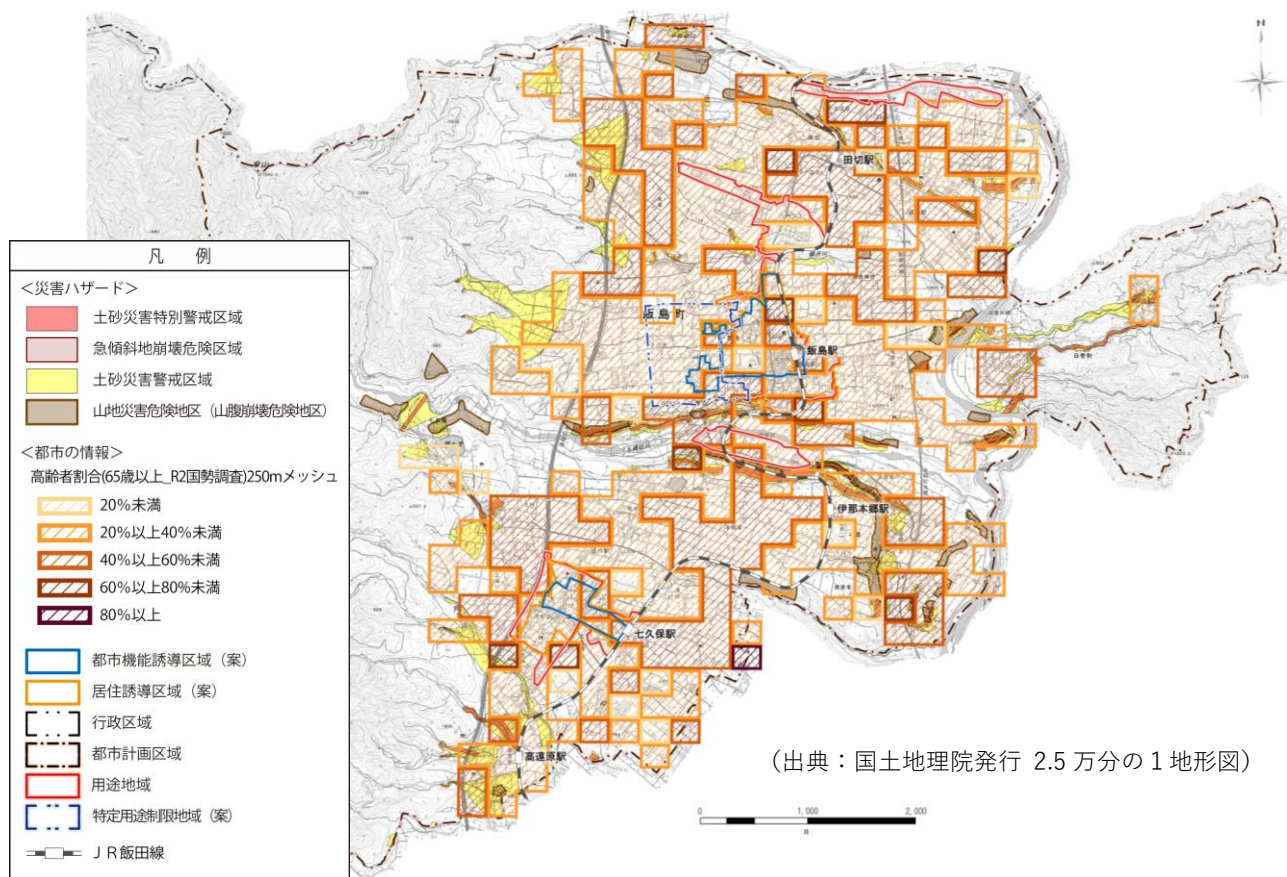
⑪土砂災害×要配慮者施設



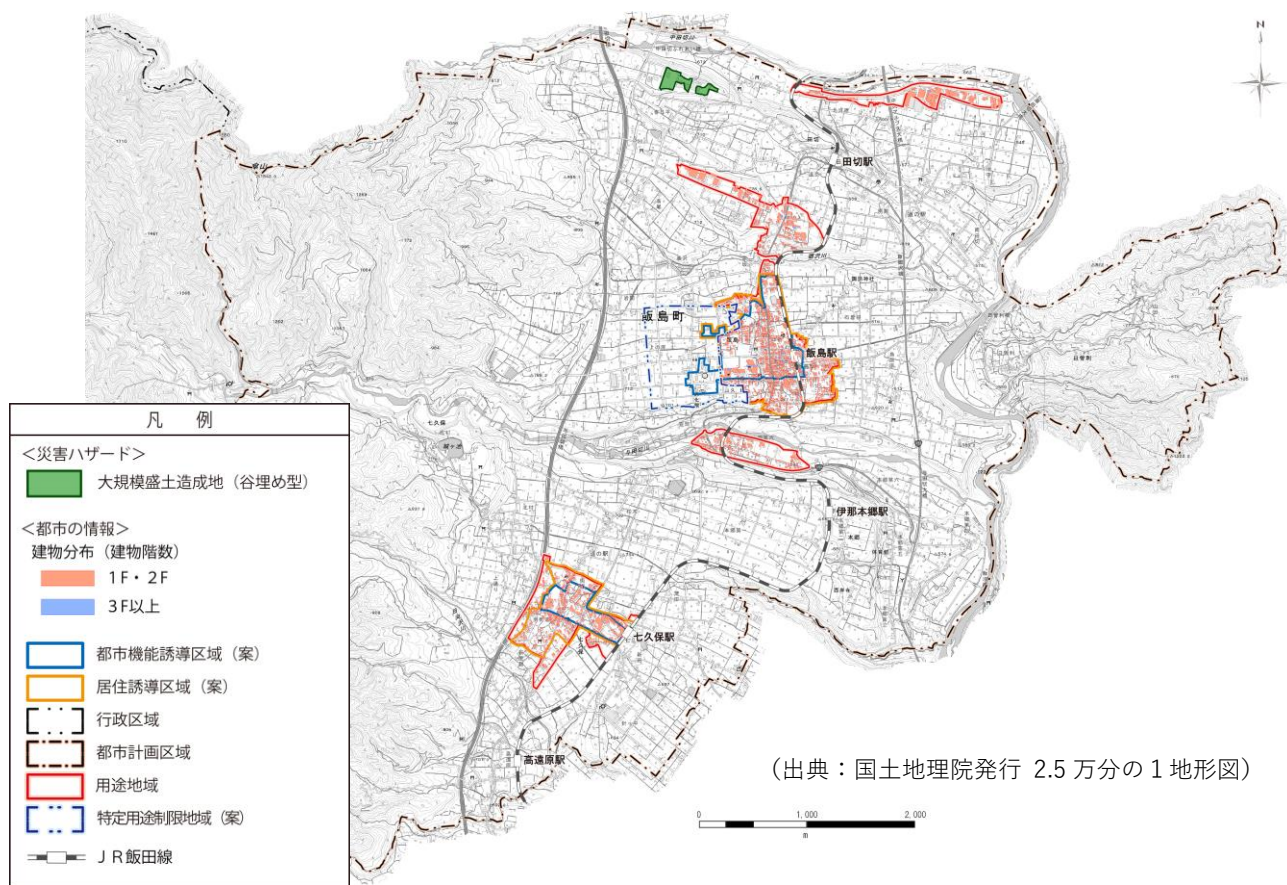
⑫土砂災害×緊急輸送路



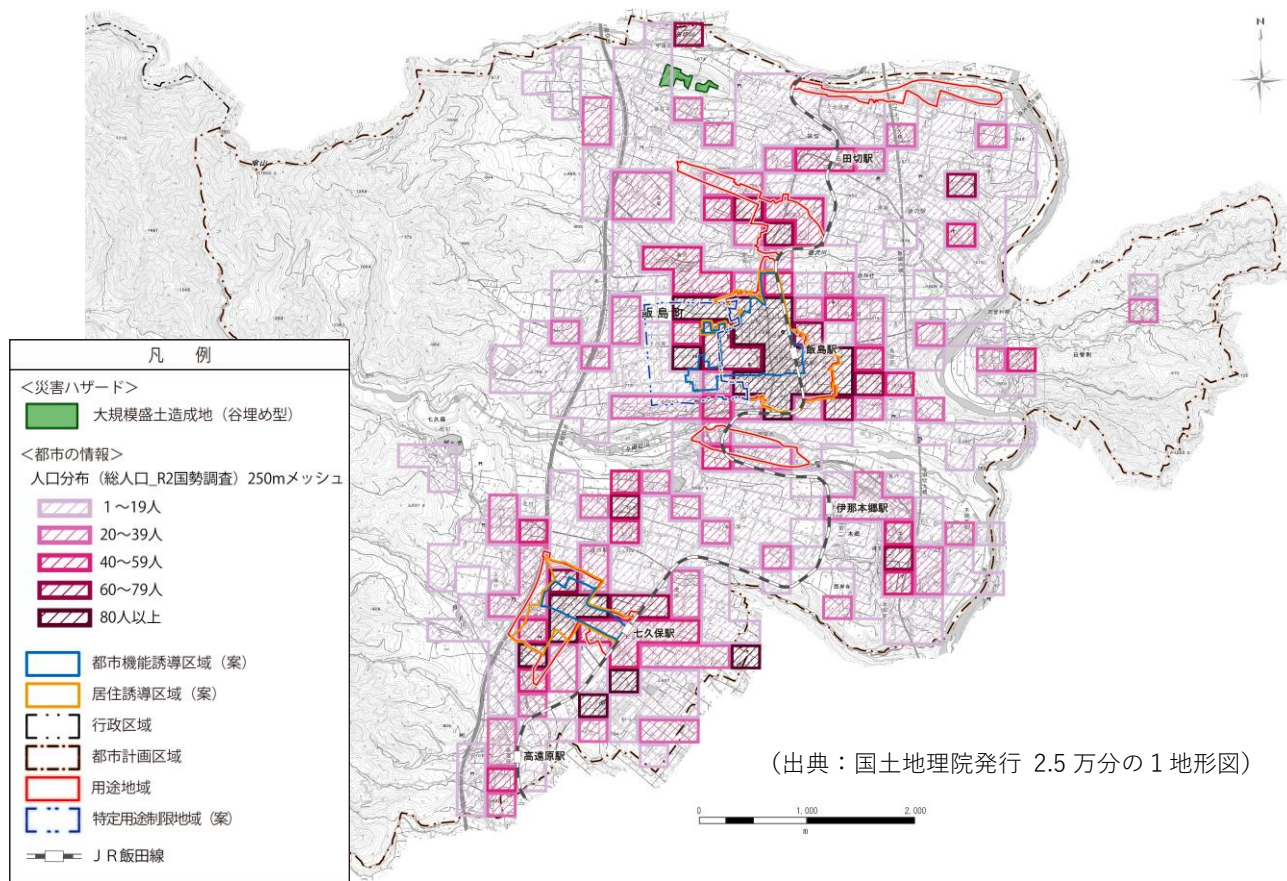
①土砂災害×人口分布（R2 総人口）



②土砂災害×高齢者割合（R2 老年人口（65 歳以上）割合）



②大規模盛土造成地×建物分布（建物階数）



②大規模盛土造成地×人口分布（R2 総人口）

6-2-4 課題の整理

災害ハザード情報と都市の情報の重ね合わせによるリスクの分析結果から、居住誘導区域及び都市機能誘導区域内と居住誘導区域及び都市機能誘導区域外（都市計画区域内）に分けて、課題の整理を行った。

表 課題の整理（1/2）

災害	課 題
■居住誘導区域（案）及び都市機能誘導区域（案）内	
洪水	・飯島地区において、浸水が想定されている箇所や家屋倒壊等が想定されている箇所は見られない。 ・七久保地区においては、居住誘導区域の北側（子生沢川沿い）に浸水深 0.5m 未満の箇所が存在するため、2 階以上への垂直避難や避難施設への速やかな避難を行う体制の構築が必要である。 ・飯島地区及び七久保地区において、浸水が想定される箇所に要配慮者施設は存在しない。また、居住誘導区域（案）及び都市機能誘導区域（案）は全域が洪水を対象とした避難施設より 500m 圏内である。
土砂災害	・飯島地区及び七久保地区において、土砂災害のおそれのある箇所は見られない。また、災害発生時に使用ができなくなるおそれのある避難施設、要配慮者施設は存在しない。 ・飯島地区及び七久保地区において、居住誘導区域（案）及び都市機能誘導区域（案）は全域が土砂災害を対象とした避難施設より 500m 圏内である。
地震	・飯島地区及び七久保地区において、大規模盛土造成地は存在しない。 ・飯島地区及び七久保地区において、居住誘導区域（案）及び都市機能誘導区域（案）は全域が地震を対象とした避難施設より 500m 圏内である。
■居住誘導区域（案）及び都市機能誘導区域（案）外（都市計画区域内）	
洪水	・子生沢川沿いや郷沢川沿いには広範囲に浸水深 0.5m 未満の箇所が存在し、大部分で高齢者割合が 20%以上となっている。また、高齢者割合が 40%以上の箇所も見られることから、高齢者の避難に時間を要する可能性があるため、早期に避難ができる体制の構築や適切な情報伝達が必要である。 ・天竜川沿いには浸水深さ 3.0m 以上となる箇所が存在し、浸水深が 10m 以上かつ 72 時間以上の浸水継続が想定されている箇所（本郷第四地区周辺など）や、浸水深 5m 以上かつ 12 時間以上の浸水継続が想定されている箇所（中平地区など）が見られる。そういった箇所では、2 階以上への垂直避難では対応できないため、避難路や避難施設の確保、住民の防災意識の向上が必要である。 ・子生沢川沿いや郷沢川沿い等の浸水深 0.5m 未満の箇所に避難施設が 5 か所存在している。いずれも洪水を対象とする避難施設に指定されているため、災害発生時の機能の維持や適切な情報伝達が必要である。 ・洪水を対象としている避難施設から 500m 圏外となっている箇所が存在するため、災害の発生が予想される際には、早期の情報伝達や避難施設へ速やかに避難できる体制の構築が課題である。

表 課題の整理 (2/2)

災害	課 題
■居住誘導区域（案）及び都市機能誘導区域（案）外（都市計画区域内）	
洪水	・洪水の発生が想定される範囲内に要配慮者施設は存在しない。 ・浸水深 3.0m 以上の箇所を通過する緊急輸送路は存在しないが、子生沢川沿いや郷沢川沿い等では浸水深 0.5m 未満の箇所を通過する緊急輸送路が見られることから、災害発生時にも機能するような維持・管理を図っていく必要である。 ・町北部の天竜川沿いの用途地域（工業地域）の一部が家屋倒壊氾濫想定区域（河岸浸食）に含まれ、2 階以下の建物分布が見られることから、災害の発生が予想される際には、早期の情報伝達や早期に避難できる体制の構築が課題である。
土砂災害	・土砂災害を対象としている避難施設から 500m 圏外となっている箇所が存在するため、災害の発生が予想される際には、早期の情報伝達や避難施設へ速やかに避難できる体制の構築が課題である。 ・山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）内に高齢者福祉施設（入居系施設）が 1 か所存在する。高齢者の避難には時間を要することが考えられるため、避難施設へ速やかな避難を行う体制の構築や適切な情報伝達が必要である。 ・土砂災害特別警戒区域を含む、土砂災害のおそれのある箇所を通過する緊急輸送路が多数見られる。災害発生時には与田切川等を境に道路の途絶による救援や災害復旧に影響を及ぼすと考えられ、土砂災害発生時にも機能する緊急輸送路の整備が必要である。 ・土砂災害のおそれのある箇所内において、250m メッシュあたりの人口分布が 40 人以上の箇所や高齢者割合が 40% 以上の箇所が多数見られる（本郷公民館周辺・豊岡集会所周辺・春日平周辺など）ことから、早期に避難ができる体制の構築や適切な情報伝達、住民の防災意識の向上が必要である。
地震	・町北部の大規模盛土造成地において、250m メッシュあたり 20 人以上の人口分布は見られない。 ・町内には地震を対象としていない避難施設が 3 か所（南仲町公会所・美沢集会所・北梅戸集会所）存在する。また、地震を対象としている避難施設から 500m 圏外となっている箇所かつ 250m メッシュあたりの高齢者割合が 40% 以上の箇所が見られる（美沢集会所周辺・滝ヶ原堤周辺など）ことから、避難施設へ速やかに避難できる体制の構築や適切な情報伝達、住民の防災意識の向上が必要である。

6-3 防災まちづくりの将来像と取り組み方針

6-3-1 防災まちづくりの将来像

本町ではこれまでも国・県と連携し、河川改修や土砂災害防止施設の整備、防災訓練の実施など、様々な防災対策を進めてきた。しかし、近年の気候変動の影響により、台風の巨大化や線状降水帯の発生などによる集中豪雨が頻発し、災害の大規模化が町民の安全・安心な生活を脅かしている。また、本町周辺では伊那谷断層帯による大規模地震の発生が懸念されているほか、南海トラフ地震による広域的な影響も想定されるなど、複合的な災害リスクへの備えが求められる。

将来にわたって快適に暮らせる住環境を形成し災害から町民を守るためには、河川の氾濫や土砂の流出などの自然災害防止対策を強化するとともに、道路やライフラインの耐災害性向上、避難体制の充実、防災教育の推進など、多角的な視点からの取り組みが必要である。また、町民自らが自身の命を守る行動をとれるよう、地域の防災力を高めることも重要である。

こうした課題や飯島町都市計画マスタープラン、飯島町国土強靱化計画等の関連計画を踏まえ、誰もが安心して快適に暮らし続けられるまちづくりを目指すため、防災まちづくりの将来像は「災害に強く、持続可能な、安心と快適を兼ね備えたまち」とした。

防災まちづくりの将来像

災害から住民の命と財産を守る

安心・安全で持続可能なまち

6-3-2 取り組み方針

①総合的な対応

防災指針は、居住誘導区域内にあたっては住宅の誘導、都市機能誘導区域内にあたっては誘導施設等の誘導を図っていくために、誘導区域内の防災・減災対策への取り組み方針を示したものである。そのため本指針における取り組み方針は、本町の都市構造や人口、土地利用の状況、施設の立地状況などを踏まえ、まちづくり全体のバランスを考慮し、本町における災害リスクの課題に対して、「災害リスクの回避」と「災害リスクの低減」を基本とする。

具体的な取り組みは、土地利用の見直しなどの災害リスクの回避と施設整備や地域防災力の向上などの災害リスクの低減に向けた取り組みを組み合わせ、発生頻度及び災害の規模や特性などを踏まえることとする。

②関係機関と連携した取り組みの推進

想定する災害の種類によっては、本町が実施する対策以外に、国・県等の関係機関、民間事業者等（以下、「関係機関等」という。）が主体となって取り組む事項がある。これら関係機関等と連携を図るとともに、それぞれの役割を明確にして取り組む。

③時間軸を意識した災害リスクの低減への取り組み

想定される災害の種類・程度によっては、計画期間内に全てを解決できない場合も想定される。そのため、対応方針の検討にあたっては時間軸を意識し、事前防災の観点を含めて災害リスクの災害リスクの低減を図る計画とする。

④全町的な取り組みの推進

居住誘導区域外や都市機能誘導区域外についても多くの災害リスク（洪水浸水、土砂災害、地震）が存在し、現に生活している居住者がいることを踏まえ、町内全域で災害リスクの低減を図る計画とする。

表 取り組み方針と具体的な取り組みの概要

取り組み方針	取り組みの概要
災害のリスク回避	・ 災害ハザードエリアにおける立地規制、建築規制 ・ 災害ハザードエリアからの移転促進、災害ハザードエリアを居住誘導区域及び都市機能誘導区域から除外することによる居住の立地誘導
災害リスクの低減	・ 居住誘導区域等における安全を確保するためのハード、ソフトの防災・減災対策

（出典：国土交通省都市局「立地適正化計画策定の手引き【基本編】（令和6年4月改訂）」）

6-4 具体的な取り組みとスケジュール

防災まちづくりの将来像を実現させるため、取り組み方針に基づき、災害リスクの回避ならびに災害リスクの低減に考慮した、災害ごとの具体的な取り組み及びスケジュール（案）を設定した。

なお、取り組みについては、居住誘導区域をはじめ町内全域に対するものとした。

表 具体的な取り組みとスケジュール（案）＜洪水＞

	具体的な取り組み内容（案）	実施主体	実施時期			
			短期 5 年	中期 10 年	長期 20 年	
■洪水						
災害リスクの回避	災害リスクを踏まえた土地利用の見直し	3 m以上の浸水が想定される区域、家屋倒壊が想定されている区域は、原則として都市機能誘導区域及び居住誘導区域から除外	町			立地適正化計画及び防災指針の策定に伴い実施
	災害リスクを踏まえた立地誘導	災害ハザードエリアからの移転促進を図るため、国の支援制度の活用や新たな支援を検討	町			
災害リスクの低減（ハード）	河川整備	一級河川天竜川、与田切川及び中田切川の整備・砂防事業の促進【総】 【天】	国			
		県管理河川の整備・砂防事業の促進【総】	県			
		町管理河川への築堤、河床掘削などの河道整備、遊水地などの整備、適正な維持管理【総】 【防】	町・関係機関			
		水位低下対策（河道掘削・樹木伐開）【天】	国			
	森林整備	支流域の森林整備【治】 【天】	県・町			
	その他	公共施設における雨水貯留施設の整備と設置促進【治】【天】	県・町			
		各戸貯留施設設置費補助制度の検討【治】	町			
		田んぼダムの取り組みの推進【治】 【天】	町			
災害リスクの低減（ソフト）	防災意識の向上	浸水想定区域等の住民周知と警戒避難体制の確立【強】	町			
		水害版企業 BCP の作成支援【天】	国・県・町			
		流域タイムライン等の作成の支援・普及【天】	国・県・町			
	新技術の活用	三次元管内図による浸水想定の見える化、内外水統合の水害リスクマップの見える化、BIM/CIM 適用による三次元モデルの積極的な活用【天】	国・県			

表 具体的な取り組みとスケジュール（案）＜土砂災害＞

	具体的な取り組み内容（案）	実施主体	実施時期		
			短期 5 年	中期 10 年	長期 20 年
■土砂災害					
災害リスクの回避	災害リスクを踏まえた土地利用の見直し	土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）は、原則として都市機能誘導区域及び居住誘導区域から除外	町	立地適正化計画及び防災指針の策定に伴い実施	
	災害リスクを踏まえた立地誘導	災害ハザードエリアからの移転促進を図るため、国の支援制度の活用や新たな支援を検討	町		
災害リスクの低減（ハード）	森林整備	治山・治水事業の推進【総】【強】【防】	県・町		
		間伐等森林整備の推進及、林道整備、防災林の造成【強】【防】	町・関係機関		
	砂防関係施設の整備	砂防法に基づく砂防指定地の指定と砂防工事の推進【強】	県・町		
		地すべり防止施設の整備推進【防】	町		
	その他	土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置【防】	町・関係機関		
災害リスクの低減（ソフト）	防災意識の向上	土砂災害警戒区域等の住民周知と警戒避難体制の確立【強】【防】	町・関係機関		

表 具体的な取り組みとスケジュール（案）＜地震＞

	具体的な取り組み内容（案）		実施主体	実施時期		
				短期 5 年	中期 10 年	長期 20 年
■ 地震						
災害 リスクの 回避	災害リスクを踏 まえた立地誘導	災害ハザードエリアからの移転促進を図 るため、国の支援制度の活用や新たな支 援を検討	町			
災害 リスクの 低減（ハード）	都市構造の整備	避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動 拠点となる幹線道路、都市公園、河川な ど、骨格的な都市基盤整備及び土地区画 整理事業、市街地再開発事業等による市 街地の面的な整備、建築物や公共施設の 耐震・不燃化等により地震に強い都市構 造の形成【防】	町・ 関係機関			
	公共施設・ インフラの 整備	消防及び医療機関の耐震化推進【強】	町・事業者			
		配水池における緊急遮断弁の設置、施設 の耐震化の整備【強】	町			
		上水道管路の耐震化、老朽管の布設替、 耐震性機材の採用【防】	町			
		下水処理場施設など、既存施設の耐震化 【防】	町			
		道路・橋梁の耐震化【防】	町・ 関係機関			
	その他	地盤改良等による液状化の発生防止【防】	町・ 関係機関			
		耐震診断や耐震改修のための支援措置 【強】	町			
災害 リスクの 低減（ソフト）	防災意識の向上	耐震診断・耐震改修・耐震シェルター設 置の推進【総】	町			
		埋立地や旧河道等の液状化の恐れのある 箇所などの基盤データの収集とデータベ ース化【防】	町・ 関係機関			
	情報発信	防災行政無線の地震対策の実施【強】	町			

表 具体的な取り組みとスケジュール（案）＜共通項目（1/2）＞

	具体的な取り組み内容（案）	実施主体	実施時期		
			短期 5 年	中期 10 年	長期 20 年
■ 共通項目					
災害 リスク の低減 （ハード）	都市構造の整備	避難路、延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間の整備【防】	町・関係機関		
	避難強化	緊急輸送路などの補完・迂回機能が見込まれる道路の整備【強】	町		
		緊急輸送ルートの確保ため、ネットワーク機能の向上と信頼性の高い道路網の整備【防】	町・関係機関		
		緊急輸送路の町道の障害除去対策の体制整備【強】	町		
	インフラの整備	上下水道施設や設備の安全性の確保【強】	町		
災害 リスク の低減 （ソフト）	防災体制の構築	県及び他の市町村との広域応援体制、民間事業所との協力体制を確立【強】【防】	県・町・事業者		
		避難誘導体制の強化【強】	関係機関		
	インフラの機能確保	上水道BCPの策定【強】	町		
		下水道施設台帳の整備、保管【強】	町		
	要配慮者への避難支援	外国籍住民、観光客等への支援【総】【防】	町		
		要配慮者等、優先して救護すべき住民の実態把握【強】	町		
		在宅配慮者の状況把握、避難行動要支援者名簿の整備・活用【防】	町・関係機関		
		要配慮者利用施設・学校における避難確保計画の作成【治】【天】	町		
	防災意識の向上	住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動の実施【防】	町・住民・関係機関		
		防災教育・防災訓練の充実強化【防】【天】	国・県・町・関係機関		
		マイ・タイムラインの作成・普及支援【治】【天】	国・県・町		
		自主防災会等における防災・減災活動の推進【総】	町		
		自主防災組織の育成、防災士資格取得の推進【総】【防】	町		

表 具体的な取り組みとスケジュール（案）＜共通項目（2/2）＞

	具体的な取り組み内容（案）		実施主体	実施時期		
				短期 5 年	中期 10 年	長期 20 年
■ 共通項目						
災害 リスクの 低減 （ソフト）	防災意識の向上	防災リーダーの育成、女性や多様な世代 が参加できるような環境整備など、青年 層や女性層の組織への参加の促進【防】	町			
		住民主導型警戒避難体制の構築【強】	町			
		地区防災マップや地区防災計画等の整備 【総】 【治】	町			
		災害教訓の伝承【防】 【天】	国・県・町			
	情報発信	防災行政無線や J-ALERT 等を用いた伝達 手段の多重化・多様化など、緊急時にお ける通信・放送手段の確保と整備【防】	町			
		スマートフォン等による住民等への情報 の提供体制の整備【強】 【防】	町			
		DX 等における新技術の活用による情報 伝達手段の強化【天】	国・県・町			

【総】 飯島町第 6 次総合計画（令和 3 年 3 月）

【強】 飯島町国土強靱化地域計画（令和 6 年 3 月）

【防】 飯島町地域防災計画（風水対策編）（平成 30 年 3 月）

【治】 長野県流域治水推進計画（令和 3 年 2 月）

【天】 天竜川水系河川整備計画（令和 6 年 7 月）、
天竜川上流流域治水プロジェクト（令和 6 年 3 月）、
天竜川水系伊那圏域河川整備計画（平成 24 年 11 月）